

## 19世紀末ドイツ化学会社の認可審査と営業監督官： ダール染料会社を中心に

田北, 廣道  
九州大学大学院経済学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1657255>

---

出版情報：経済學研究. 82 (5/6), pp.51-80, 2016-03-31. 九州大学経済学会  
バージョン：  
権利関係：

# 19世紀末ドイツ化学会社の認可審査と営業監督官： ダール染料会社を中心に<sup>1)</sup>

田 北 廣 道

## はじめに

ドイツ環境史の開拓者の一人である J. ブリュッケマイヤーは、第二帝政期の特質の一つに環境運動の隆盛を挙げて「19世紀半ば以降、特に第二帝政期に環境政策的論議は、1970年代に始めて再び到達されたような広がり水準を勝ちえた」(Brüggemeier/Toyka-Seid, 1995, p.17)と述べた。エコ時代の幕開きを告げる1970年代に匹敵する運動の活性化を経験したというのである。また、ドイツ環境史の二世代のリーダーである F. ウェケッターは、「20世紀を環境の世紀」と理解する J. R. マクニールの所説を継承しつつ、第二帝政期を「分水嶺」と位置づけ、その指標の一つに環境運動の活発化と、それに対処する国家・官僚の取る態度の不確実さを挙げている (McNeill, 2000)。「分水嶺期の環境政策に表現される規制システムにとって特徴的なのは、産業への肩入れというよりは、むしろ大きな複合性と法的な不確実さであり、そのことが苦情・訴訟を一種の賭け事にしてきた」(Uekötter, 2007, p.19)。この一文は、既成の大理論に依拠した安易な「環境的な善玉・悪玉論」(Siemann/Freytag, 2003, p.16 : 田北, 2011, pp.89-90) に疑問を呈すると同時に、認可審査において営業監督官の果たした役割についても示唆するところがある。ただ、このウェケッターの見解は、大気汚染問題に例をとった2003年論文を下敷きにしているのだから、後に立ち返ろう。

ところで、化学工業をめぐる認可闘争に関する限り、第二帝政期のうちに発生件数は減少に向かう。R. ヘンネキングは、第一次世界大戦前ラインラントの化学企業126社をめぐる認可闘争を網羅的に検討して、事前営業認可制度が導入された1840年代から10年刻みの発生件数を集約している (Henneking, 1994, p.404 : 表1)。別の機会にも触れたように、ヘンネキングの史料調査には多々問題はあるが、おおよその趨勢として1880年代以降の減少は確認できよう<sup>2)</sup>。その際、1880年代後半から「生産の科学化」(Andersen, 1990, p.163) を梃子に寡占的大企業を形成しつつ急成長を遂げた、化学工業の経済・政治的

1) 本論文は、科学研究費補助金・基盤 (C)「第2帝政期ドイツの環境闘争と科学主義の台頭」(平成25-27年度：課題番号25380430)に基づく成果の一部である。

2) 2例だけ紹介しておこう。1907-09年イエガー闘争の行方を左右した重要な史料である、ベルリン工科大学のヴィット教授作成の鑑定書は伝来していないと書かれていたが (Henneking, 1994, p.241)、実際には抗告審の添付資料として現存している (田北, 2011a, pp.53-54)。また、ダール会社に対する認可闘争の発生件数についても、2012年に実施した史料調査の結果、1889-90年、1890年の2件のエルバーフェルト闘争が看過されていることが明らかになった (田北, 2014a, pp.17-19)。

表1 1840-1914年ライン地方の化学企業をめぐる認可闘争の発生件数

| 年       | 認可申請数 | 抵抗発生数 (%)  |
|---------|-------|------------|
| 1840/49 | 4     | 2 (50%)    |
| 1850/59 | 11    | 10 (90.9)  |
| 1860/69 | 12    | 10 (83.3)  |
| 1870/79 | 76    | 42 (55.3)  |
| 1880/89 | 84    | 40 (47.6)  |
| 1890/99 | 62    | 26 (41.9)  |
| 1900/14 | 169   | 49 (29.0)  |
| 合計      | 421   | 182 (43.2) |

[典拠] Henneking, 1994, p.404所収の表7から筆者が作成。

庁の権限に関する法』(以下、行政法と略す)は、人口1万人以上の都市における化学工業関係の認可審査窓口を国王政府・合議団から地区委員会に移した(GS, 1883, pp.277-278)。それを契機に国王政府の法律・医療・建築官僚から工場主・商人・農場主など地方名士にその担い手が交替したが、化学連盟から会議開催頻度の低さと産業への冷淡な姿勢を理由として厳しい批判を浴びた(田北, 2015a, p.35)。それ以上に重要なのが、営業監督官の役割の大幅拡大である。1884年『執行規則』に従えば、2つの大きな変更があった(Mbl, 45, p.165)。一方は、これまで予備審査を担当してきた郡医師と代替したことである。もう一方で、認可申請に異義申し立てがあった場合に開催される意見聴取会に、専門家の資格で招請されることになった(Mbl, 45, p.167)<sup>3)</sup>。化学連盟は、1891年帝国宰相と商務省宛の嘆願書案の検討において、この2つの変更を歓迎する姿勢を示している(CI, 14, p.392; 田北, 2015a, pp.31-32)。あたかも化学工業の希望に沿った制度改革が行われたかのようである。果たして、そうなのか。営業監督官制度の発達の足跡を辿ってみよう(表2を参照)。

S. ベルシュケは、『ドイツにおける営業監督の発達』と題する古典的著書を、「あらゆる国の工場立法は、若年労働者の保護から始まった」(Poerschke, 1913, p.1)との書き出しから始めた。その後のデュッセルドルフ行政管区における制度発達の史的足跡は、ヘンネキンの所説に従って概観したことがあるので、そちらを参照願いたい(田北, 2014, pp.80-85)。この場では、次の3点を指摘しておきたい。まず、各行政管区に営業監督官の設置義務が課される1878年に先行して1854年には既に設置されていた。当時、西部ドイツ最大の産業都市と形容される将来の双子都市ヴッパータールなど産業先進地の要請に応えたものである(Hoth, 1975, p.178)。次に、M. カルルの人物史的研究が教えるように、1880年代以降デュッセルドルフ行政管区の営業監督官を努めた人物は、大学で薬学や鉱山・鉱物学を修めた技術官僚だったことである(Karl, 1993, pp.102, 111, 119)。この点で、初代の警察官・退役軍人上がりのユンカーマン(1854-73年)とメルス郡書記経験者のシュタインコプフ(1873-76年)と明瞭に一線を画している(op. cit., pp.66-67, 118-119)。最後に、1891年『営業監督官の任命と営業査察組織

影響力の拡大が一役演じたことは否定できない。1877年12月創立の「ドイツ化学工業利益擁護連盟」(以下、化学連盟と略す)の法律顧問だった弁護士L. フォッセンは、1909年論文において「当局が通常その機嫌を損ねたくない巨大経営ほど、概して寛大な扱いを受けない中小規模の経営(からの苦情が多い)」(Vossen, 1909, p.389)と表現している。

しかし、それと同時に看過されてはならないのが、この1880年代は認可審査における一大転換期だったことである(田北, 2013, 2013a)。1883年『行政・行政官

3) 年次報告書によれば、営業監督官自身は、それを問題ありと理解していたようだ。「中立的な(監督)役人が、認可義務ある産業施設の意見聴取会の場に、それら施設の近隣住民と労働者の利害において参加することは、審査当局も強く推奨はできない」(RD, 24648, 1891, p.13)。

表2 19-20世紀初頭の営業監督官制度

| 年月        | 営業条例・執行規則                                     | 営業監督官  |
|-----------|---|--|
| 1839      |   | 工場における若年労働者の雇用に関する規制 (GS, pp.156-158)                    |
| 1845      | GO (事前認可制度の導入) (GS, pp.41-78)                 |  |
| 1853      |   | 1839年規制への追加規定 (GS, pp.225-227)：任意の工場査察官                  |
| 1853      | KRD 宛法令「産業施設の認可取得手続き」(Amtbl, 38)              |  |
| 1854/73   |   | D 行政管区初代 GR, Junkermann (Karl, 1993, pp.66-67) 警察官・退役軍人  |
| 1855      | 化学工場についての認可手続き (Mbl, 16, p.88)                |  |
| 1861      | GO・執行規則 (GS, pp.749-753; Mbl, 22, pp.172-176) |  |
| 1869      | 北ドイツ連邦 GO (BG, 26, pp.245-282)                |  |
| 1871      | 帝国 GO (Kloeper, 1994, p.44)                   |  |
| 1873/76   |   | D 行政管区第二代 GR, Steinkopf (Karl, 1993, pp.98-99) 郡書記       |
| 1876/88   |   | D 行政管区第三代 GR, Dr.Wolff (Karl, 1993, pp.102, 111)、業学      |
| 1877      |   | 「ドイツ化学工業利益擁護連盟」の創設：営業認可制度の改革を求める嘆願活動                     |
| 1878      | GO の修正に関する法 (RG, pp.199-209)                  | 営業監督官設置の義務化 (第139条 b 項)                                  |
| 1879      |   | 営業監督官の職務規則 (Mbl, 40, pp.152-155)                         |
| 1883      | 行政・行政官庁の権限に関する法 (GS, pp.277-278)              | 人口1万人以上の都市：化学工業の審査を地区委員会へ                                |
| 1884      | 北ドイツ GO の執行規則の改正 (Mbl, 45, pp.164-170)        | 営業監督官の認可審査への強い関与：予備審査と意見聴取会                              |
| 1889/1905 |   | D 行政管区第四代 GR, Dr.Theobald (Karl, 1993, p.119)、鉱山・鉱物学     |
| 1891      |   | 営業監督官の設置と営業査察組織に関する布告 (GS, p.165)：営業査察地区への分割、役人の増員       |
| 1892      |   | 営業監督役人の職務規則 (Mbl, 53, pp.160-164)                        |
| 1893 12月  |   | 連邦参議院：『年次報告書』中の第4章「近隣住民保護」の削除を決定 (Uekötter, 2003, p.133) |
| 1897      |   | 営業監督役人の素養・試験規則 (Mbl, 58, pp.221-224)                     |
| 1900      | 帝国 GO (GS, pp.871-979)                        | 化学連盟の嘆願のうち2項目の採用：営業・建設認可の分離審査 (条件付き)、審査担当者の守秘義務          |
| 1907/09   |   | 工場から営業全体への監督対象の拡大 (Simson, 1984, p.107)                  |

(注) B → パルメン、D → デュッセルドルフ、GO → 営業条例、GR → 営業監督官、KR → 国王政府 [典拠] 筆者が作成。

に関する布告』(GS, 1891, p.165)により営業監督官制度は大幅に拡充された。デュッセルドルフ行政管区は、5つの営業査察地区に分割され、各地区に営業査察官と助手が配されて、これまでの3名から12名に増員されている (RD, 24648, 1891, pp.1-2)。

これら営業監督官は、第4等官として工場査察、行政・警察当局に対する査察結果の報告、年次報告書の作成、鑑定書の作成などの職務を遂行した。1879、1892年に発布された『職務規則』には、認可審査における営業監督官の役割を考える上で見逃せない重要な条項が含まれているので、簡単に紹介しておこう。一つは、第1項に挙げられた児童・女性を含む労働者保護である (Mbl, 40, p.152)。それと並んで工場近隣住民の生命・健康保護もうたわれてはいるが、多忙を極める本務に追われて熱意

に欠ける根拠とされてきた (Simons, 1984, pp.40-48)。バーデンの営業監督官フクスは、「労働者保護と結びつかなければ時間を割かない」(Fuchs, 1907, p.117)と書いているが、各地の『年次報告書』の分析からもわかるように、それを一般化することは控えねばなるまい (田北, 2015a, pp.21-24)<sup>4)</sup>。

次に、第2・3項に、工場査察に臨む際の基本姿勢が次のように指示されている (Mbl, 40, pp.152-153)。「営業監督官は、その任務を以下のところに求めるべきである。すなわち、好意に基づく調整的、助言的および仲介的な活動を通じて、労働者に法の恩恵を保証するだけでなく、それと並んで雇用主には、法が彼らの施設の建設と経営に課すところの様々な要求の実施をはかる際に、思いやりをもって支援し、一方で営業・企業家の利益と、他方で労働者・大衆の利益の間を、彼らの技術的知識と職務経験に基づき公正な仕方ですぐ仲介し、雇用主と労働者に対して信頼ある関係を確立すること…正規の行政当局の機関には備わっていない技術的知識・経験を通じて、産業利害を損なわずに法的要求に公正な監督を行うこと」(op. cit., pp.152-153: 傍点は筆者)。この規定は、営業監督官を企業寄りの専門家とみなす所説に有利な材料と考えられてきたし、1891年の年次報告書に載せられた次の一節も、その傍証とみなせるかもしれない。「バルメン営業査察地区の監査の機会を利用して、ガス施設1、化学工場2、ハンマー(鍛造)施設3、錫メッキ工場1の立ち入り検査を実施したが、一部は無認可のもと、また一部は不完全な認可のもとに経営されていた。それら施設の所有者は、事後的な認可申請を急いで行うように指示された。処罰の申請は、1経営だけに留めた」(RD, 24648, p.137: 傍点は筆者)。

最後に、第4項に「彼らは、刑事処分や行政的強制を通じて行使されるような、指令発布の権限を行使することはできない」(Mbl, 40, p.153)とあるように、認可違反発見時の的確な対応に不可欠な執行権の欠如がある。この規定も、営業監督官の熱意を削ぐ一因と考えられてきた。

このように『職務規則』から判断する限り、認可審査に際し営業監督官は、あたかも古典学説がいうように、「企業家のための専門家」(Stolberg, 1994, pp.314-315)、あるいは「住民保護に不熱心」(Simons, 1984, pp.40-48)な姿勢をとってきたかのようだ。また、史料基盤を認可闘争関係の裁判史料にまで拡大したヘンネキングも、この点変わるところがない。一例を挙げれば、本論で取り上げるダール会社の共同経営者であるヴェルフィンクが1894年硝酸工場の認可申請に際して営業監督官テオバルト博士が設定した条件を、次のように評価している。「任務に忠実である代わりに、その技術的遂行を企業家の裁量に完全に委ねるような周知の仕方、2つの条件を設定した」(Henneking, 1994, p.328)。古典学説に囚われるあまり、ドイツ環境史が近年警鐘をならしている既成大理論への安易な依存という誤りをおかしてしまっている (田北, 2011, pp.89-90)。この点、第2世代の環境史研究のリーダー、ウェケッターとなると流石に慎重な取り組みを見せている。「組織的な機能麻痺」と題する2003年論文においてウェケッターは、裁判史料と営業監督官の年次報告書とを併用し、鉱山監督官との比較を交えつつ、古典学説を批判の俎上にのせた (Uekötter, 2003)。若干の例外を除き、営業監督官は認可闘争で中立的立場から真摯に取り組んだこと、煤煙被害の調査において五感頼みの手法に依拠しており「専門家」の名に値しないこと、などの諸点を明らかにして、古典学説を退けた。それと同時に、何よ

4) カルの業績が教えるように、1895年監督役人の再度の増員まで、激務のために命を縮めることもまれではなかったからだ (Karl, 1993, p.331)。



りも工業化に伴い煤煙被害が拡大するなかで、営業監督官の多忙さと助言機関の欠如など組織全体の機能麻痺が問われるべきだというのである。筆者は、このウェケッターの「中立」説を継承しつつ、それをもう一步推し進める作業に従事し、一つの仮説を提示した（田北, 2011a, p.106）。以下では、章を改めて仮説提示に至る足跡を簡単に振り返って、いま一度本論の位置づけを明らかにしておこう。

## I. 認可審査における営業監督官の役割：一つの仮説

筆者は、2つの角度からこの問題に接近を試みてきたが、その出発点は、史料調査中に出会った、1891年の2つの文書証言である。

### (1) 営業監督官が認可審査に臨む姿勢：年次報告書を中心に

1891年『年次報告書』に営業監督官テオバルト博士の次のような証言がある。「営業条例のなかに、工場近隣住民と労働者の保護に目を向けさせる条項がある。その結果、認可発給権をもつ当局は、認可条件の設定を（営業監督官に）要請する場合を除いて、被害と迷惑の回避に繋がるような全ての条件を、通常考慮しているようだ」（RD, 24648, pp.122-123：傍点は原文）。厳格に過ぎる条件設定は、企業家の無視につながる危険性を承知していたのである。この点は、1891年7月7日付けのバルメン警察署長から、国王政府宛の「化学工場への認可発給に起因する苦情について」と題する書簡から、明瞭に読み取れる。「当市域内の営業者たちから、過去5年のうちに化学工場の設立ないし経営内容の変更に際して、国王政府・地区委員会が発給する認可文書に、そもそも満たせるはずのない条件が採用されて（違反が続出して）いるとの苦情が寄せられている」（RD, 24610, p.237：田北, 2014, pp.91-92）。

次に、それと対極的な杜撰な認可条件の設定にも苦言を呈している。特に、公示免除手続きを採用した場合の書類・図面審査を意識した内容だと考えられる。「大急ぎで簡潔に作成された書類（審査）によって施設が拡大されてきたし、その際多くの部門につき設定される建設条件たるや、錠前工以下である。そのような施設に起因する騒音に対して人間の神経は、一段と鋭敏に反応するだろう。たとえば、1分間にわずかの回数しか往復しない鍛造ハンマーの発する音の強さに対してがそうである」（RD, 24648, pp.139-140）。人間の精神の鋭敏さにも注意を喚起しつつ、条件設定に当たり厳格かつ慎重な対応を求めている。第1点と併せて言えば、企業家の実現可能な、そして労働者・住民保護に資する認可条件こそが相応しいと考えていたのである。

最後に、第2文書の違反続出と関連して、もう一つの重大な変更に関及されている。それは、バルメン商人2人が提出したアセトン工場建設に関する認可義務の有無をめぐる問題である。1888年営業監督官ヴォルフ博士は、アルコールと酢酸を原料に使用することから化学工場と判断して、認可義務ありとの決定を下した。国王政府も、下記の文章から看取できるように、その鑑定結果を受け入れていたが、後に商務相決定により覆された。「国王政府・内務部は、1888年5月5日付けの指令から明らかのように、以前はその立場（ヴォルフ博士の鑑定）に立っていたが、本（91）年5月23日付けの商

務相決定によれば、アセトン工場は『営業条例』第16条の定めた化学工場とは考えられないという。この事例は、商務相決定にあるように、営業監督官の関与する鑑定結果が無条件にその有効性を認められることはないとする見解を確認している」(RD, 24610, pp.237-238: 傍点は筆者)。国王政府とバルメン市当局は、営業監督官の鑑定に高い信頼を置いていたが、それは企業家寄りではなく、中立的立場からの判断と考えていたからである。それを覆したのは、ほかならぬ商務相であり、この事実は、化学産業界が中央政府に行使する影響力の拡大を窺わせるが、この問題には後に立ち返る<sup>5)</sup>。

## (2) 1883-1909年デュッセルドルフ行政管区の認可闘争と営業監督官の役割：事例研究

第1の作業は、デュッセルドルフ行政管内、特に都市バルメン、エルバーフェルト、およびデュッセルドルフ郊外に位置する化学企業をめぐる認可闘争に関する事例研究である。1883-85年のダール会社とヘルベルツ会社(田北, 2011c)、1889-91年のダール会社(田北, 2015)、1893-96年のイエガー会社とディッケ会社(田北, 2014)、1907-09年のイエガー会社(田北, 2011a)を取り上げた。それらの認可闘争・審査のうち営業監督官が関与した事例に関係した史料をまとめたのが、表3である。このうちローマ数字のI~IVは、既に拙稿で扱った事例、そしてVが後に検討する1891-99年ダール会社の事例である。なお、表3のなかで角カッコ〔〕付きは、営業監督官と直接関係する史料を、そして山カッコ〈〉付きは、認可闘争・審査において重要なその他の史料を示している。以下の論述に際しては、史料番号を用いて〔00〕、〈00〉のように表記することをお断りしておく。なお、ダール会社については、次章で詳しく扱うので、それ以外の企業に関する事例研究からえられた成果を、簡単に振り返ってみよう。その際、認可申請と認可闘争の経過・行方については拙稿において詳細に論じているので、この場では営業監督官の役割に限定して紹介することにする。

1883-84年ヘルベルツ闘争は、認可審査制度と多様な専門家の参加の2点で転換期の特徴をとどめている(田北, 2011c, pp.56-66)。一つに、1883年『行政法』によって化学工業関係の認可審査の窓口は、国王政府・合議団から地区委員会に交替すると定められてはいたが、2010年秋に行った史料調査によれば、実際の交替は1888年秋以降のことである(op. cit., p.42)。それを裏づけるかのように、意見聴取会の審査担当者に営業監督官の名は見えるものの、従来の合議団メンバーの政府顧問官2名、医療評議員1名、建設評議員1名とならんで参加していた(〔08〕,〔09〕)。他方で1890年代と違って、認可条件の提案など専門家としての積極的な活動は確認できず、むしろ証人・鑑定人として登場する多様な専門家の影に隠れた感がある。前半のハイライトをなす意見聴取会には、反対派市民の証人としてボン大学のフライターク教授と、ポッフムの工場主リュートゲンが、アンモニア生産に伴う有害ガス発生危険性を証言しており、それが国王政府の判断基準となった。また、後半の商務省を舞台にした抗告審では、両当事者が、それぞれ民間の化学者であるリューガー博士とカイザー博士の鑑定書を用意している(〈01〉,〈02〉)。このうち後者は、84年4月12日付けの鑑定書に書かれた肩書きから、「ドルトムントにおいて化学試験場を営み、裁判で宣誓のうえ証言できる化学者」(RD, 24608: 田北, 2011c,

5) 1889年を境にしてプロイセンの『年次報告書』を扱った紹介論文は、化学連盟の機関誌『化学工業』に掲載されなくなるが、それはプロイセンの営業監督官が中央政府と対立した立場にあったためかもしれない(田北, 2015b, p.21)。

p.63) だったことが知られており、その種の職業が成り立つほど、認可審査における科学技術主義の浸透を窺わせている。結局、認可が発給されたのは、アンモニアを除く3品目だったが、そこに付された3条件が、営業監督官の提案になるとは考えられない。そのような場合には、後述のように、事前に条件提案が行われるのが通例だからだ。

1890年代中葉の2つの事例研究にあって認可審査体制は、1880年代の改革を忠実に反映したものになっていた(田北, 2014)。まず、認可申請書の予備審査は、いずれの場合も営業監督官と郡建築官が担当した([22], [25])。また、ディッケ闘争の意見聴取会にあって審査窓口は地区委員会となっており、営業監督官も専門家の資格で参加していた([29], [30])。さらに、営業監督官の執行権の欠如も証明された。ディッケ工場への立ち入り検査の際に発見された無認可営業につき、事後的な認可取得の指示は、警察当局を通じて行われている([27], [28])。

しかし、認可制度が大幅に拡充されたこの時期、営業監督官が、企業家に手心を加えたとは考えられない。イエガーの場合、郡長官から廃水のライン河垂れ流しの前科が鋭く指摘されたため、営業監督官による廃水採取・分析が行われた([22])。その結果は鑑定書にまとめられたが、ライン河の漁業被害を回避するための適切な廃水処理と被害発生時の改善措置を盛り込んだ厳しい内容だった([23], [24])。この時期、化学連盟はベルリン工科大学私講師 K. W. ユリシュ博士を技術顧問に据え、廃水処理の6大原則を打ち出しており、「自然の排水路としての河川」あるいは「諸利害(農牧畜・漁業)間での和解が不可能な場合、大規模利害の優先」(Jurisch, 1890, pp.108-109)が声高に叫ばれている時に、明確に漁業保護の姿勢を打ち出したことは注目される<sup>6)</sup>。もう一方のディッケ会社についても、厳しい姿勢で対処した。立ち入り検査の後、経営者のパトベルク博士は生産施設の改築の必要もなく生産残滓の再利用に過ぎないとして、事後的な認可取得の要求を拒否した。それに対して警察当局は、行政裁判所に訴えて罰金刑に処した([26], [28])。結局、営業監督官は、再度の立ち入り検査を踏まえつつ、適切な廃水・ガス処理に関する3条件を提案し、認可文書に採用されて闘争は幕を閉じた。このように認可条件の履行状況に対する監督は、1892年12月1日に営業監督官がバルメン査察地区に関して行った監査報告からも看取できるように、うまく機能していたのである。「法的に定められた状況を達成するために企業家にしばしば書面を通じて連絡を取り、また所轄の警察当局にその写しを送って事後的査察を要請し、問題処理後に返還させている。その種の処理済みの文書が多数存在している。重要度が落ちる場合、発見された弊害の除去を企業家に口頭で依頼し、行ったことを書面で報告するよう要請している。その種の報告も文書の中に多数見いだせる」(RD, 25013, pp.8-9: 田北, 2014, p.103)。

1907-09年イエガー闘争は、専門家の序列化の確立と、それを基礎にした営業監督官による条件提案、商務相の抗告審決定における限界値の提示など科学技術主義の勝利を印象づけている(田北, 2009)。ただ、認可審査の手続きでは、幾つか異例の措置が見受けられる。まず、理由は不詳ながら、申請書類の予備審査を担当したのは、1884年『執行規則』発布前の郡医師と郡建築官の二人だった((05))。1907年3月13日営業監督官から地区委員会宛の書簡から明らかなように、特に注文も出なかったよう

6) この問題については、典拠を含めて(田北, 2014, pp.96-98)を参照せよ。



表3 1883-1907年デュッセルドルフ行政区の化学工業をめぐる認可闘争と営業監督官（史料伝来）

| 年・認可闘争（論文）                                | 主要な内容                                    |
|---|--|
| <b>I. 1883/85年ダール・ヘルベルツ闘争（田北, 2011c）</b>  |  |
| I-1. 83年5月-85年6月ダール闘争                     |  |
| 1) B 闘争（83年5月-84年5月）（RD, 24607, 24608）    |  |
| 1. 84年1月18日意見聴取会への召喚状 [01]                | 医療評議員、建築評議員と並び GR                        |
| 2. 84年1月28日意見聴取会記録 [02]                   | 審査団に GR：争点は経営拡張でなく無認可実験の被害               |
| 3. 84年1月29日認可決定 [03]                      | 3条件付きの認可発給                               |
| 4. 84年3月15日認可文書 [04]                      | 同上                                       |
| 2) E 闘争（84年10月-85年3月）                     |  |
| 1. 85年2月16日意見聴取会記録 [05]                   | 審査団は同上：廃水処理に関する2条件設定                     |
| 2. 85年2月20日認可決定 [06]                      | 同上                                       |
| 3) 抗告審（85年3-6月）：GRは関与せず                   |  |
| a. 85年3月12日反対派住民の抗告書〈01〉                  | 経営拡張に伴う被害拡大を危惧：2人の専門家の鑑定書                |
| b. 85年4月19日国王政府から商務省宛の書簡〈02〉              | ドルトムントの化学者：Wには通暁しているが「民間」化学者             |
| I-2. 83年11月-84年7月ヘルベルツ闘争                  |  |
| 1) 前半戦                                    |  |
| 1. 84年1月15日 H から GR 宛の書簡 [07]             | 迅速な審査要求：84年『執行規則』の修正を受けたか？               |
| 2. 84年2月9日意見聴取会への召喚状 [08]                 | 審査団は同上                                   |
| 3. 84年2月18日意見聴取会記録 [09]                   | 審査団は同上：アンモニアを除き認可、3条件の設定                 |
| 2) 抗告審（84年3-7月）GRは関与せず                    |  |
| a. 84年3月21日 H の抗告書〈01〉                    | 多数の専門家の鑑定書を添付した、アンモニアの認可要求               |
| b. 84年4月12日反対派の反論書〈02〉                    | アンモニア生産が近隣住民・営業に与える深刻な被害                 |
| c. 84年6月28日商務相の抗告審決定〈03〉                  | アンモニア生産を認可：「修正された優れた製法」                  |
| <b>II. 1889/91年ダール闘争（田北, 2015）</b>        |  |
| 1) 第1回 E 闘争（89年4月-90年7月）（RD, 24627）       |  |
| 1. 90年3月19日 B 上級市長から国王政府宛て書簡 [10]         | 爆発事故後の学校長の意思決定：GRの意見待ち                   |
| 2. 90年4月13日 B 上級市長から地区委員会宛書簡 [11]         | GRの意見書が届く：装置転移は強制できず、移転も見合わせ             |
| 2) 第2回 E 闘争（90年8月-91年5月）                  |  |
| 1. 90年10月29日 GR の鑑定書 [12]                 | 条件設定で迷惑発生の回避：工程異常による迷惑は不可避               |
| a. 90年11月28日 E 実業学校長の鑑定書〈04〉              | 硫化水素ガスの発生：悪臭と健康被害                        |
| 2. 91年1月13日認可否定の決定 [13]                   | GRの鑑定書に依拠した決定：病院・学校・孤児院の迷惑               |
| 3. 91年4月18日商務相の抗告審決定 [14]                 | GRと重なる判断基準：工程の異常は不可避、中心部では禁止             |
| 3) 小都市ハーン闘争：立地を替えた認可申請                    |  |
| 1. 91年8月5日 E 警察当局から Vw 郡長官宛て書簡 [15]       | 硫化水素ガス発生の危険：認可拒否決定と鑑定書を添付                |
| 2. 91年8月25日 Vw 郡長官から GR 宛の書簡 [16]         | 郡医師の鑑定結果確認のため鑑定依頼                        |
| 3. 91年8月29日営業査察官フレリヒの鑑定書 [17]             | 営業査察官の楽観的な鑑定書：条件設定と有能な管理者                |
| 4. 91年9月24日意見聴取会への召喚状 [18]                | 10月13日開催の意見聴取会への召喚                       |
| 5. 91年10月12日 GR の認可条件提案 [19]              | 「ダール会社の認可申請に対する認可条件に寄せて」                 |
| 6. 91年10月13日認可決定 [20]                     | 人口希薄な場所：GRの提案した4条件設定で迷惑は回避               |
| 7. 91年11月17日認可文書 [21]                     | 4条件を設定した正式の文書                            |
| <b>III. 1894/96年イエガー・ディッケ闘争（田北, 2014）</b> |  |
| III-1. J 認可審査（94年10-12月）（RD, 24612）       | Henneking, 1994, p.393の修正：14度認可申請して13度抵抗 |
| 1. 94年9月13日郡長官から地区委員会宛の書簡 [22]            | 公示免除要求：GR、郡建築官は問題なし→廃水垂流しの前科             |
| 2. 94年10月6日 GR の立ち入り（廃水）検査報告 [23]         | 水質汚染（低酸素含有、悪臭、漁業被害の危惧）：条件提案              |
| 3. 94年12月4日認可文書 [24]                      | 公示後に異議申し立てなし：2条件を追加した認可発給                |
| III-2. ディッケ闘争（95年10月-96年1月）               |  |
| 1. 95年11月16日 B 警察当局から地区委員会宛書簡 [25]        | 炭酸 Mg 生産の申請：GRらの予備審査、異議申し立て              |
| 2. 95年11月22日企業家から国王政府宛て嘆願 [26]            | 営業査察官の立ち入り検査と認可取得の要求：不服                  |
| 3. 95年11月26日 GR から地区委員会宛て報告書 [27]         | 再度の立ち入り検査：大きな迷惑なし、認可条件の提案                |
| 4. 95年12月6日 B 警察当局から地区委員会宛書簡 [28]         | 経過説明：GRの要求を拒否、行政裁判所の判決後対応                |
| 5. 95年12月27日意見聴取会への召喚状 [29]               | 96年1月14日開催の意見聴取会への召喚                     |
| 6. 96年1月14日意見聴取会記録 [30]                   | 2度の立ち入り検査の報告：条件付きの認可発給                   |
| 7. 96年1月18日認可文書 [31]                      | 正規の認可文書                                  |

| GRの役割                             | 他の専門家                                       |
|-----------------------------------|---|
|                                   |   |
|                                   |   |
| 3条件付き認可：GRの条件提案は確認できず             |   |
|                                   |   |
|                                   |   |
| GRの認可条件提案は確認できず                   | 計画工場は本質的改善（バイヤー）                            |
|                                   |   |
|                                   | 「裁判で宣誓証言できる化学者」カイザー→<br>市公衆衛生委員・市立病院長クラウス博士 |
|                                   |   |
|                                   |   |
|                                   |   |
| GRの条件提案は確認できず                     | ボン大学フライターク教授、ボフム工場主リュトゲン                    |
|                                   |   |
|                                   | 「化学・技術的検査所経営者」クリューガー博士<br>測量士ミュラー           |
|                                   | 「裁判で宣誓証言できる化学者」カイザー<br>王立営業技術委員会？           |
|                                   |   |
|                                   |   |
| 学校の移転ないし危険な製造作業の場所変更<br>鑑定書の作成    |   |
|                                   |   |
| 鑑定書の作成                            |   |
| 国王政府（地区委員会）の決定の基礎資料<br>商務相決定の参考資料 | E 実業学校長アルトーベ博士                              |
|                                   |   |
| 鑑定書 [12]<br>鑑定依頼                  | E 実業学校長アルトーベ鑑定書<br>郡医師クロッセの鑑定書              |
| GRの代行者の鑑定                         |   |
| 1884年『執行規則』第42項に基づき専門家資格          |   |
| 4条件の提案（90年10の鑑定書 [12] と矛盾）        |   |
| 4条件の提案・採択                         |   |
| 4条件の確定                            |   |
|                                   |   |
|                                   |   |
| 3条件の提案                            | 化学連盟ユリシユの廃水処理6原則                            |
| 5条件のうち3条件を提案                      |   |
|                                   |   |
| 予備審査（計画公示に問題なし）                   |   |
|                                   |   |
| 3条件の提案                            |   |
|                                   |   |
| 1884年『執行規則』第42項に基づき専門家資格          |   |
| 3条件の提案・採択                         |   |
| 3条件の確定                            |   |

| 年・認可闘争 (論文)                                | 主要な内容                        |
|--|------------------------------|
| <b>IV. 1907/09年イエガー闘争 (田北, 2011a)</b>      |                              |
| 1) 前半戦 (1907年3-10月) (RD, 24623)            |                              |
| a. 7年3月5日地区委員会から郡長官宛て書簡 [05]               | 予備審査: GRでなく、郡医師と郡建築官         |
| 1. 7年3月13日GRから地区委員会宛て書簡 [32]               | 予備調査の終了報告                    |
| 2. 7年5月21日地区委員会からGR宛の書簡 [33]               | D上級市長からの異議申し立て内容について意見打診     |
| 3. 7年5月28日GRから地区委員会宛の書簡 [34]               | 上記依頼への返書: 現地調査の必要            |
| 4. 7年5月31日意見聴取会への召喚状 [35]                  | 7年6月6日開催の意見聴取会への召喚           |
| 5. 7年6月6日意見聴取会記録 [36]                      | GRの発言: 経営説明書の不備 (ガス吸収装置)     |
| 6. 7年6月10日企業家から地区委員会宛の書簡 [37]              | 大量のガスは発生しないと論証する実験: GRの立会い要請 |
| b. 7年6月20日企業家から地区委員会宛の書簡 [06]              | ベルリン工科大学ヴィット教授の鑑定書を送付        |
| 7. 7年6月22日GRから地区委員会宛の書簡 [38]               | 上の要請に拒否の回答: 規模が小さく生産への応用が疑問  |
| c. 7年7月6日地区委員会から反対派宛の書簡 [07]               | 新経営説明書・ヴィット鑑定書を考慮した意見表明の要請   |
| 8. 7年7月23日企業家からGR宛の書簡 [39]                 | ヴィット鑑定書の閲覧制限要請: 反対派と競合企業の関係  |
| 9. 7年8月14日企業家から地区委員会宛の書簡 [40]              | GR宛てに送付したヴィット鑑定書の返却要求        |
| 10. 7年8月30日地区委員会からGR宛の書簡 [41]              | 第2回計画公示後の申請内容に関する意見打診        |
| 11. 7年9月6日GRの鑑定書 [42]                      | 技術者仲間で高い名声を博しているヴィット鑑定書に依拠   |
| 12. 7年9月9日意見聴取会への召喚状 [43]                  | 10月1日開催の意見聴取会への召喚            |
| 13. 7年10月1日意見聴取会記録 [44]                    | GRの提案した8条件に1条件を追加した認可発給      |
| 14. 7年10月1日認可決定 [45]                       | 9条件を設定した認可発給                 |
| 2) 後半戦=抗告審 (1907年10月-08年2月)                |                              |
| d. 7年11月7日企業家の反論書 [08]                     | アーヘン大学ヴィーラー教授の鑑定書を添付         |
| e. 8年1月15日商務相の抗告審決定 [09]                   | 認可条件2を微修正: 硫酸酸化物排出に限界値を設定    |
| 15. 8年2月4日認可文書 [46]                        | 抗告審決定を受けて修正した認可条件            |
| <b>V. 1891-1899年ダール会社の認可審査 (RD, 24627)</b> |                              |
| (1) 1891年8-9月: E工場への圧力釜の設置                 |                              |
| 1. 91年8月8日E警察当局から国王政府宛て書簡 [47]             | 公示免除手続きの要求: GRとE建築官の予備審査     |
| a. 91年9月17日認可決定 [10]                       | 2条件付きの認可発給: 迅速な審査 (公示免除か)    |
| (2) 1892年1-2月: B工場への圧力釜の設置                 |                              |
| 1. 92年1月22日B警察当局から国王政府宛て書簡 [48]            | B工場への4台の圧力釜設置、公示免除手続きの要求     |
| a. 92年2月16日認可文書 [11]                       | 91年9月17日 [10] の2条件を設定        |
| b. 92年4月~94年4月 [12]                        | 認可申請した4台のうち2台のみ完成: 建築官の報告    |
| (3) 1895年9月~12月: 無認可営業発覚後の申請               |                              |
| 1. 95年9月25日企業家から地区委員会宛の書簡 [49]             | 1885年認可文書に即した生産: 装置・製法に変化しない |
| 2. 95年10月1日E警察当局からGR宛の書簡 [50]              | 認可違反の嫌疑あるダール工場に関する意見打診       |
| 3. 95年10月16日地区委員会からGR宛ての書簡 [51]            | ダール工場への立ち入り検査と鑑定依頼           |
| 4. 95年10月18日GRから地区委員会宛の書簡 [52]             | 営業査察官の「経営変更は自明」との判断に意見打診     |
| 5. 95年11月5日地区委員会からGR宛の書簡 [53]              | 正式の鑑定依頼                      |
| 6. 95年11月13日GRから地区委員会宛の書簡 [54]             | インドリン・ニグロシン生産と製法変更は認可違反      |
| 7. 95年12月3日認可文書 [55]                       | 1885年認可文書を修正せずに、インドリン他の生産許可  |
| (4) 1896年4月チオクロモゲン生産の認可申請                  |                              |
| a. 96年4月15日企業家から地区委員会宛の書簡 [13]             | 公示免除手続きの要求: 既存施設の利用、迷惑発生せず   |
| 1. 96年4月20日E警察当局からGR宛の書簡 [56]              | 経営説明書・図面の予備審査依頼              |
| 2. 96年4月21日GRから地区委員会宛の書簡 [57]              | 公示免除は当たらず: まったく新たな経営分野       |
| 3. 96年4月28日地区委員会からE上級市長宛ての書簡 [58]          | 予備審査結果の通知: それ以降史料なし→申請取り下げ   |
| (5) 1896年6月~10月アミドアゾベンゾール生産の認可申請           |                              |
| 1. 96年6月8日GRから地区委員会宛の書簡 [59]               | 3条件提案 (大量のガス発生を抑制、廃水排出前の処理)  |
| 2. 96年6月24日意見聴取会への召喚状 [60]                 | 7月7日開催の意見聴取会への召喚             |
| a. 96年7月3日工場主ディーリクスの抗議書 [14]               | 有害な排出ガスによる健康被害と深刻な生活妨害       |
| 3. 96年7月7日認可決定 [61]                        | 3条件付きの認可発給決定                 |
| (6) 1899年1~2月B工場への圧力釜設置と隔壁建設               |                              |
| a. 99年1月7日E警察当局から地区委員会宛の書簡 [15]            | 公示免除の要求: 同じ圧力釜の設置、隔壁による安全強化  |
| 1. 99年1月24日GRから地区委員会宛の書簡 [62]              | 労働者の生命・健康保護のために5条件を追加        |
| 2. 99年2月7日認可文書 [63]                        | GRの提案した5条件を設定した認可発給決定        |

(注) 省略形、B→バルメン、E→エルバーフェルト、GI→営業査察官、GR→営業監督官、Vw→フォア・ヴィンケル (郡)

| GRの役割   | 他の専門家                             |
|---|-----------------------------------|
| 6月6日開催の意見聴取会で書類の不備を指摘                         |                                   |
| 84年以前の予備審査体制                                  |                                   |
| 実質的な認可申請に対する鑑定依頼                              |                                   |
| 鑑定のための現地調査の必要性                                |                                   |
| 1884年『執行規則』第42条に基づき専門家資格                      |                                   |
| 予備審査の欠陥指摘                                     |                                   |
| 専門家としての立ち会い                                   | ベルリン工科大学のヴィット教授<br>「アニリン染料で斯界の権威」 |
| 専門家としての立ち会い拒否                                 |                                   |
|   |                                   |
|   |                                   |
| 鑑定依頼  |                                   |
| 8条件の提案  | ヴィット教授                            |
| 1884年『執行規則』第42条に基づき専門家資格                      |                                   |
| 条件の確定   | 両当事者は専門家を同伴                       |
| 条件の確定   |                                   |
|   | ヴィーラー教授（反対派の推薦）                   |
|   | 王立営業技術委員会？                        |
| 認可文書の写しを受け取り                                  |                                   |
|   |                                   |
| 予備審査：OK、建築官は新たな製法と述べ難色<br>2条件（圧力管理）設定を提案したか不明 |                                   |
|   |                                   |
| 予備審査：認可済みの施設と同じと判断してOK<br>2条件（圧力管理）設定を提案したか不明 |                                   |
|   |                                   |
| 工場査察：5年以上にわたり特別の注意なし                          |                                   |
| 鑑定依頼  |                                   |
| 正式の鑑定依頼                                       |                                   |
| 営業査察官の見解の確認                                   |                                   |
| 鑑定依頼  |                                   |
| 鑑定書   |                                   |
| GRの意見と反する決定？                                  |                                   |
|   |                                   |
|   |                                   |
| 予備審査  |                                   |
| 予備審査  |                                   |
| 予備審査  |                                   |
|   |                                   |
| 鑑定書・認可条件の提案                                   |                                   |
| 専門家としての立ち会い                                   |                                   |
|   |                                   |
| 条件の確定   |                                   |
|   |                                   |
|   |                                   |
| 認可条件の提案                                       |                                   |
| 条件の確定   |                                   |



で審査終了が報告されている（[32]）。しかし、6月6日開催の意見聴取会の場で、営業監督官から経営説明書の不備が指摘され、地区委員会もガス吸収装置に関する詳細な追加説明を要求した（[36]）。本来、計画公示内容の変更を伴うだけに、予備審査段階に差し戻されるべきだが、計画公示時点で意見聴取会開催日が掲示されていた事情も手伝ってか、審査は継続されている。次に、その指示を受けたイエガーのとった行動も特異である。経営説明書の修正の代わりに工場の試験室で営業監督官の立ち会いのもと実験を行い、大量のガスが発生しないと証明しようとした（[37]）。もちろん、営業監督官は、小規模な実験結果を大規模な生産に適用できないと承知しており、臨席を拒否した（[38]）。さらに、新経営説明書が提出された後、7月6日に地区委員会が採用した措置も先例のない特異なものだった。この経営説明書と、イエガーが提出したベルリン工科大学教授のヴィット博士の鑑定書とを閲覧に供して、反対派住民4名とデュッセルドルフとカイゼルスヴェルトの市当局に対して、異議申し立ての継続か取り下げかに関する立場表明を求めた（〈07〉）。このヴィット教授こそは、「アニリン染料の最高権威」であり、化学者を雇用する企業家2名とデュッセルドルフ市当局が継続の意思表示をしたが、他の反対派は異議を取り下げた。

その後、10月1日開催の意見聴取会を睨んで8月30日付けで地区委員会は、営業監督官に対して新規の経営説明書とヴィット鑑定書に関する意見を打診した（[41]）。これは、実質的な鑑定書作成ないし認可条件提案の依頼である。事実、9月6日付けで営業監督官は鑑定書を送り、8項目の条件提案を行った（[42]）。「私は技術者仲間の中で高い名声を博している化学者で、（ベルリン工科大学）教授でもあるヴィット博士の鑑定書からの支持をえて、C. イエガー会社による認可申請を承認したい。その際、近隣住民と工場労働者の被害と迷惑を回避するために8項目の認可条件の設定を勧める」（op. cit., pp.72-72r）。「斯界の権威」の鑑定結果に完全に依拠した提案だった。最終的な認可決定では、廃水のライン河排出をめぐる水利管理機関からの認可取得義務の1条件が追加されたが、営業監督官の提案はそのまま採用された（[44], [45]）。反対派市民とデュッセルドルフ市当局は、抗告審に訴えたが、工場の排出する煤煙・降灰による土壤汚染に関しても植物学の権威であるアーヘン大学教授ヴィーラー博士の鑑定書を用意したイエガーを打ち負かすことはできなかった（〈08〉）。結局、1908年商務相の抗告審決定は、条件2に「1立方メートルあたり0.25グラム以上の硫黄酸化物を含まないこと。そして、1立方メートルあたり0.5グラムの三酸化硫黄を含まないこと」（op. cit., p.164）という限界値を追記して、科学技術主義のいっそうの浸透を確認して終わった。

### (3) 化学連盟による営業監督官の評価：認可制度の改革を要求した嘆願活動

筆者のもう一方の作業は、そもそも企業家側は、古典学説が言うように営業監督官を味方と理解していたのかを問うことである。その際、化学連盟が、認可制度の改革を求めて1881年以降帝国宰相・連邦参議院・商務相宛てに行った嘆願活動のなかで営業監督官に与えられた評価をみることにした。とりわけ、この認可制度こそは、激しい国際競争に直面していたドイツ化学工業にとって、目の上のコブに他ならなかったからである。1881年化学連盟会長のヴェンツェルは、その点を印象的に次のように表現した。「新規の発明の場合、その成功は工場主による（新製品の）可及的速やかな市場供給に

依存しているので、ドイツ産業にとって最適な経済局面は失われてしまう。なぜなら、「ドイツ流の認可手続きに無縁なイギリス人が、競争相手として常に大きく先行することになってしまっているからである」(CI, 4, p.330)。筆者は、化学連盟の機関誌『化学工業』に依拠しつつ、1881-1910年の嘆願活動を5つの時期に区分して追究した(田北, 2015a)。以下では、その概要だけを紹介しよう。

化学連盟の嘆願活動について、第1期(1881-84年：認可審査の迅速化)、第2期(1884-89年：帝国技術当局の設置)、第3期(1890-95年末：6項目の改善)、第4期(1895年末-1900年：営業条例の改訂)、第5期(1901-09年：企業活動の自由)に区分したが、基本方針を基準とした場合、前期(1-3期)と後期(4-5期)に大別できる。

まず、前期には法の改訂を求めるというよりは、むしろ法の『執行規則』の弾力的な運用によって審査の迅速化をはかる方針がとられた(田北, 2015a, pp.23-32)。その際、1880年代に認可審査において営業監督官の果たす役割が拡大していただけない、その活動に期待を込めて高い評価を与えていた。1883年には嘆願項目の一つに「できるだけ営業監督官を(意見聴取会に)招請すること」(CI, 6, p.125)を挙げている。ヴェディング博士は、その理由を次のように説明した。「技術的観点からすれば豊かな知識を前提としており、もし化学の分野で特別な経験を積んでいなかったとしても、他の技術分野では多くの経験を積んでいるので、特別な問題(認可審査)に参加してもらう上で困難はない」(op. cit., p.125)。その期待が頂点に達したのが、営業監督官制度の大幅な拡充が日程に上った第3期である。営業・建設認可の分離審査、認可申請書の記載の簡略化、公示免除手続きの積極的採用、予備審査迅速化のために担当者との直接交信、「至急事項」の実質化と並んで、専門家の選定の6つを嘆願項目に絞り込んだが、最後の項目と関連して営業監督官が大きくクローズアップされている。「専門家の鑑定が必要な場合、営業監督官か認可申請者の了解を得て営業監督官が提案した専門家」(CI, 14, p.391)を招請するよう要求しているからだ。それに続いて、「(欠陥ある鑑定の)原因は、決定を担当する当局において法律家出の営業部長が過大な影響を振るっていること、また下級の建築役人に過大な判定能力が要求されていること、そして営業監督官が認可手続きにおいて本来果たさねばならない役割が小さかったこと、の3点に求められる…このような弊害が、営業査察制度の再編の結果、改善されることを希望する」(op. cit., p.392)。法律官僚や建築役人に代わり大学出の技術官僚である営業監督官の活躍が待望されている。ただ、営業監督官を万能の専門家と見なしていたわけではない。必要な場合には、認可申請者の了解のもとで適切な専門家の推薦を留保しているし、第2期中核的嘆願項目である帝国技術当局の創設も要求しているからだ。

この時期に化学連盟は、認可闘争の発生件数を左右するほど強い経済・政治的影響力を行使していたのだろうか。少なくとも第2期までに限定する限り、否定的な見解をもっている。その根拠となる史料証言を2点挙げておこう。一つは、1881年役員会速記録のなかで、認可審査の期限を設定する提案に対してヴェディング博士が慎重を期す必要性を論じた文章である。「当然ながら、化学工業の繁栄と衝突する恐れのある大衆の利害(健康)が、大きなウェートを占めるに違いないからである…化学工業から苦しめられることになる大衆の側に、確実に不信感を抱かせてしまう。化学工業は、ある程度の量の廃棄物を大気や流水中に排出するが、それは明らかに有害であり、解決策はないのであるか

ら、ある程度受け入れてもらわなければならない」(CI, 6, p.125: 傍点は筆者)。それを額面通り受けとれば、化学工業は赤裸々に自己利害を主張するというよりは、むしろ迷惑を甘受せざるをえない近隣住民の利害との妥協を目指していたのである。もう一方は、1886年の化学連盟総会においてライン支部長のグリューネベルク博士が、アンケート調査の低い回収率に関して述べた理由説明である。「個々の企業にとって、(認可審査の)現状を支持できないとする主旨の文書を証拠として提供することは、迷惑だと見なされたのだろう。なぜなら、それら証拠書類を公然と利用されて、自らの不愉快の種をまくか、あるいは個人的に親しい役人を傷つけたりする危険があるからである」(CI, 9, p.36: 傍点は筆者)。この時期に化学企業家は、まだ認可審査に関係する役人達の顔色をうかがいながら、行動せざるを得なかったのである。前半期に化学連盟は、認可制度の持つ「住民保護」の狙いを十分に理解し、それと両立を図っていたといえる(田北, 2015a, p.42)。もっとも、第3期ともなると、1893年バーデン『年次報告書』の紹介論文に載せられた次の一文からも読み取れるように、国際競争に勝利して化学連盟は自信に満ちていた。「一般的には世界市場における英国化学工業のドイツ化学工業による駆逐の進展が指摘される。それは、ドイツ化学工業の進歩・繁栄の原因ではなく、結果である」(CI, 17, p.270)。しかし、1891年営業監督官制度の拡充と営業監督官の果たす役割の拡大に期待していたように、まだ、認可闘争の勃発やその行方を左右できるほど大きな影響を行使できたとは考えられないのである。

ところで、後期になると化学連盟の営業監督官への評価は大きく変化してくる。その背景には、合成染料による世界市場の席卷という経済的成功があったことは間違いない。化学連盟会長のベディンガーは、1896年連盟総会で、その点を次のように表現している。「ドイツ化学工業は、今日、化学と技術の実り豊かな交互作用のおかげで、世界の筆頭にあることは疑いない…この優位さから国家と産業が得ている経済的利益は、立法と(新製法・製品等の)産業的利用に対する(規制)措置のせいで失われてしまうかも知れない」(CI, 19, p.476-477: 傍点は筆者)。10年前まで官僚の顔色を窺わざるをえなかったことを考慮するとき、隔世の感がある。それと同時に、嘆願方針も『営業条例』の改訂を「主」とし、『執行規則』の弾力的運用の要求を「従」としたものに変わった。それに応じて営業監督官は脇役に転じてくる。以下、第4期と第5期とに分けて簡単に見ておこう。

第4期の主要な嘆願項目は、営業・建設認可の分離審査の要求である。「化学工業の異常なまでの発展が生じているとき、絶えず新たな発見を生産拡大のために努力している大規模な工場(企業)は、新製品の生産を可及的速やかに始めるために、幾つかの建物をいつも予備的にもたざるをえなくなっている」(op. cit., p.475)からである。寡占の大企業の利害を前面に打ち出した、生産施設建設の先行実施の要求であり、営業監督官の問題は、その影に隠れてしまった。事実、彼らに関係するのは、認可審査の迅速化のための公示免除手続きの積極的な採用に関する項目である。「新たな工場施設ではなく、既存経営の些細な変更、小規模な(経営)拡張のための建設、あるいは新たな製法の採用などに関する認可申請」(op. cit., p.477)に関して、予備審査担当者の営業監督官の判断に委ねると書かれている。営業・建設認可の分離審査を要求していることと関連してか、もう一人の予備審査担当者の郡建築官が除外されている。ただ、このことは、営業監督官を有能な専門家と認めていたからではな



い。1895年連盟総会の場合、営業監督官が鑑定書作成に当たり、しばしば他の工場主に問い合わせている事実に基づいて、「実際の専門家とは、みなせない」(CI, 18, p.426)とまで、手厳しい評価が与えられている。

営業監督官に対する評価は、まさに上記の「大きな変更」とは何かをめぐる議論が活発化する第5期に入ると一段と厳しさを増してくる。特に、営業・建設認可の分離審査が条件付きではあれ、1900年『営業条例』に取り入れられるなど、嘆願活動の成果が出ただけに、化学連盟の鼻息は荒い。「障害のない(経営)維持に当局が、これまで以上に大きな関心を持っている、従って警察当局と営業監督役人が本質的により好意的に扱うような、大規模な経営」(Vossen, 1909, p.634)とあるように、審査当局さえ一目置くほど経済・政治的影響力をもつに至った寡占の大企業を誇示している。フォッセンは、行政裁判所の判決を引き合いに出しながら、新たに認可取得義務が発生する「大きな変更」を『営業条例』に定められた「大きな不利益・迷惑・被害の発生する」(BG, 26, p.249)場合に限定するよう主張する(Vossen, 1909, pp.326-327)。それと同時に、企業家のリスク負担のもとでの建設の先行や「試験営業」の許可さえ要求している(op. cit., p.389)。その基本的立場は、次の文章に集約されている。「その間(1869年『北ドイツ連邦営業条例』発布以来)、このような化石化した法的状況にもかかわらず、化学工業は目覚ましい発展を遂げてきたが、それは、たぐいまれな適応力と多数の指導者の卓越した働きのおかげである。万一、厄介で内的に根拠のない一連の認可法規則—それらは、19世紀中葉の行政国家においては当を得ていようが、20世紀の近代的な産業・法治国家には相応しくない—が行く手を阻んでいなければ、その発展は比較できないほど高くなり大きくなったであろうことに、多言を要すまい」(op. cit., p.323)。営業認可制度は、19世紀的な法規制の名残として、20世紀の企業活動の自由にとっての障害と位置づけられている。そのなかで営業監督官は、次の引用から看取できるように、化石化した法の番人と理解されている。「悪意を持った営業監督官は、(執行権を持つ)警察当局と連携して個々の産業家にたいして、認可文書の偏狭で一面的な解釈によって、彼らの生活を困難に陥れているだけでなく、真に耐え難くさえしている」(op. cit., p.389)。ここに「営業の自由」と、その活動を阻害する「規制体系」としての営業認可制度とその執行者である営業監督官という対立構図が、寡占的大企業の主導する化学連盟によって提示され、法の実質的な空洞化が進められたのである。営業監督官は、化学連盟の敵対者と見なされている。

#### (4) 仮説とダール染料会社のプロフィール

デュッセルドルフ行政管区に位置する化学企業に関する事例研究、あるいは化学連盟の嘆願活動からみた「営業監督官への評価」から判断する限り、彼らを「企業家寄りの専門家」、「住民保護に不燃心」と理解する証拠は確認できない。筆者は、認可審査における営業監督官の役割を「中立的」(Uekötter, 2003)と理解するにとどまらず、一歩進んで、次のように理解したい。1890年代以降に営業監督官は、国王政府・地区委員会から鑑定書作成の依頼を受けると、企業家による実践可能な技術的手段を軸に認可条件の提案を行ったが、それは「職務規則」の定める制約の下で、できるだけ労働者・住民保護の実を挙げるための妥協の産物にほかならなかった。その限りで、ウエケッターが言う



ように「中立的」立場から鑑定を行ったが、1880年代に審査窓口となった地区委員会は、先行機関の合議団と違って科学技術的な素人の地方名士から構成されていた事情も手伝って、心ならずも判定基準として科学技術主義の勝利を押し進める結果になった。

なお、本論においてダール（ヴェルフィンク）会社を事例研究の対象に据えた理由について、企業プロフィールに触れながら簡単に述べておきたい。ダール染料会社は、「ドイツのマンチェスター」と形容される繊維都市バルメンにおいて染料取り扱い企業として1842年に創業し、1865年からアニリン染料生産に乗り出した（Pohl, 1983, p.212）。したがって、後に寡占的大企業にまで成長したバイエル会社、あるいは筆者が主要な分析対象としてきたイエガー会社とほぼ同時期から合成染料生産を手がけている（Hoth, 1975, p.187）。資本金や労働者数は不詳ながら、1884年10月にはエルバーフェルト工場での染料生産の認可申請を出しており、認可制度の転換期がその経営拡張期に当たっている。この事情も手伝って、認可審査関係の史料が多数伝来している。すなわち、1883-85年に41点、1889-1899年に104点の合計155点が伝来する（田北, 2011a, pp.53-55 : 2014a, pp.14-17）。

この史料伝来数の多さは、同時に認可闘争の発生頻度の高さを反映している。ヘンネキンの調査によれば、ダール会社は126を数える化学企業のうち抵抗発生数5回とワースト7の位置にある（表4）。しかし、2012年に実施した史料調査によれば、89年と90年の認可闘争が看過されており、実際には7回でワースト5だと分かった（田北, 2014a, pp.17-19）。しかも、この7回が1880年代以降に集中していることに注目したい。化学連盟による嘆願姿勢から読み取れる、「住民保護」との両立から「産業利害」の主張へと切り替わっていく過渡期の特徴を映し出しているかのようだ。表4のワースト2にあるイエガー会社をめぐる史料に興味深い証言がある。それは、イエガー闘争にあって反対派住民が1872年12月19日付けで商務省に送付した反論書のなかの一文である。「O. プレット会社とイエガー会社の工場を除けば、そこに名を挙げられた（バイエル、ダール、リヒター、ゲッセルト兄弟の会社）の各工場は、全てバルメンとエルバーフェルトの外縁部に立地しており、これまで大きな苦情を一度も受けていない」（RD, 24645, p.117r : 田北, 2009, p.64）。ダール会社は、当時都市バルメンで支配的な社会ルールを遵守する優等企業と見なされていた<sup>7)</sup>。そして、この好意的評価は、1884年まで続いている。バルメン工場における無認可実験による住民の健康被害発生事件にたいし国王政府は罰金刑を課したが、上級市長は寛大な措置を求めて、次のような嘆願書を送っている。「ダール会社は、これまで近隣住民に一切不快感を与えないように注意を払ってきた。上級官庁（商務省）と国王政府が、類似の事例に寛大な扱いを命じてこられたことを想起するとき、罰則適用を控えるのが相応しいと考える」（RD, 24607 : 田北,

表4 企業毎の抵抗発生数

|                 |    |
|-----------------|----|
| バイエル            | 18 |
| イエガー            | 13 |
| マテス・ヴェーパー       | 11 |
| フォルスター・グリューネベルク | 9  |
| レナニア            | 7  |
| ヴァイラー・テールメーア    | 7  |
| ダール             | 5  |
| ゴルトシュミット        | 5  |

[典拠] Henneking, 1994, p.392の表3から作成。

7) 1874年7月31日付けの反論書のなかでは都市社会ルールが、次のように表現されている。「その種の工場所有者は、我々の都市の成長につれて近隣住民の受ける迷惑が何倍にも増えることを考慮して、自発的か強制されてかを問わず、都市法領域から工場を移転するか営業を停止してきた」（RD, 24645, p.220-220r）。

2011c, p.68)。次に章を改めて、1883-1899年住民や市当局から厳しい抵抗を受けることになるダール会社に関する事例研究に進もう。

## II. 1883-1899年ダール会社の事例研究

### (1) 1883-1885年闘争

この時期の闘争は、バルメン工場の経営拡張を契機に発生した前半戦（83年5月～84年5月）と、エルバーフェルトの旧リヒター工場の一部の賃借後の新たな認可申請をきっかけに起こった後半戦（84年10月～85年6月）と、からなっている（田北, 2011a）。

前半戦では、工場近隣の住民2人からの異議申し立てがあった（op. cit., pp.67-68）。そこで意見聴取会が開催されたが、営業監督官のヴォルフ博士も合議団の一員として上級政府顧問官、医療評議員、建築評議員と並んで参加していた（[01], [02]）。ただし、異議申し立て理由は、工場拡張への反対というよりは、むしろ無認可実験から発生した健康被害の責任追及だった。反対派の一人は、「その工場は、3ヶ月にわたり実験を行った。その間、吐き気を催すような悪臭を発散させたので、子供たちは、すぐ近くの学校のなかで気分が悪くなり、今日は近所の家で昼食をもどしてしまった。近所全体が不快な臭気に悩まされてきたので、この計画への抵抗（異議申し立て）以来、全ての住民が結束している。もっとも、異議申し立て期限が経過する直前になるまで計画を知らなかった（ので係争に参加はしていないが）」（[02]）と述べている。これに対して企業側も、素直に非を認めて陳謝したうえで損害賠償請求にも応じた<sup>8)</sup>。多数の認可闘争関係の史料を見てきたが、後にも先にも例のない低姿勢である。84年3月には認可文書が作成されたが、その条件の一つである工場規則の作成をめぐるやり取りが84年5月まで続いた。

後半戦は、営業監督官が本来関与しない抗告審を除けば、84年10月から85年3月の半年にわたっている。85年2月16日開催の意見聴取会において審査を担当した合議団の構成は、前半戦と変わらない（[05]）。結果的には、2条件を付して認可発給の決定がくだされたが、1890年代に見られるように、営業監督官の提案によるか否かは不明である。ただ、筆者は、「計画された企業は、同地の他の施設と比べて、本質的な改善を証明するに違いない」との理由説明から判断して、医療評議員バイヤーの大きな発言力を考えたい。このバイヤーこそは、これまでの認可審査にあって「進歩主義の絶大な信奉者」として、企業家寄りの鑑定に終始してきた人物である<sup>9)</sup>。バイヤーの基本姿勢を明瞭に表現した1876年の著書の一節を紹介しておこう。「一つの工場において労働者ないし近隣住民の健康に対する危

8) 企業家の陳謝の言葉を紹介しよう。「(当時) 原料の選択に制限を設けていず、万一、そのままの状態でも実験を続けていたら近隣住民は、はるかに大きな迷惑に晒されていたろう。会社は、今回の計画公示を契機にして実験をやめた。工場のすぐ近辺には、住宅だけでなく学校も教区集会場もあり、そのために多くの人々が大きな迷惑に晒されたことを十分考慮(反省)している。会社が、実験を継続したことは事実なのだから」([02])。

9) その典型例が、イエガー闘争にあって1872年10月15日に提出された「委員会報告」と呼ばれる鑑定書である。企業家利害に沿って、経営拡張による利益増加と迷惑削減の二重効果にも言及しており、後に反対派住民から手厳しい批判を受け、また国王政府もその利用に当たり慎重な態度で臨んだ（田北, 2010a, pp.91-92）。

険や被害がたびたび発生したとしても、そのような事態は、良好な作業空間、つまり換気が存在し、機械がこれまで以上に合目的的に作られ、製造方法が変更されているような同種の他の工場には、まったく見られないからである」(Beyer, 1876, pp.3-4)。なお、抗告審と前述のヘルベルツ闘争では、証人ないし鑑定人として大学教授、民間の化学者、工場主など多様な専門家が登場しており、営業監督官は、まだその影に隠れる存在に過ぎなかった。

したがって、1880年代半ばの認可審査にあって営業監督官は合議団の一員として参加してはいたが、まだ大きな役割を演じていなかった。ただ、この時期に認可審査における科学技術主義の比重増加をうかがわせるかのように、様々な専門家が登場してきたが、そのなかで、85年4月19日付けの国王政府から商務省宛の書簡から読み取れるように、民間の化学者を低く位置づける形での序列化が始まっていた(〈02〉)<sup>10)</sup>。

## (2) 1889-91年ダール闘争

この時期の認可闘争は、エルバーフェルトを舞台にした2ラウンドの前半戦(89年4月～90年7月、90年8月～91年5月)と近隣の小都市ハーンに立地を替えて発生した後半戦(91年8月～91年11月)から構成されている(田北, 2015)。

前半戦の第1ラウンドにあって営業監督官の活動は、さほど目立たない。別の機会に紹介したように、1890年3月ダール工場の爆発事故が近くの教会附属学校に与えた影響に関する学校長・教師からの聞き取り調査との関連で、間接的に登場するにすぎない([10])。学校長が述べた移転の必要性について営業監督官は、執行権がないためもあってか、「当面、(危険な装置の移転)要請は行えないが、当分の間、学校の移転を見合わせるように」と、いたって歯切れの悪い回答を寄せている([11]:田北, 2014a, pp.28-30)。

第2ラウンドとなると、うって変わって中心的な鑑定人の役割を担っている。90年10月29日付けの鑑定書は、その後地区委員会の認可決定と商務相の抗告審決定にとって判断基準とされている([13], [14]:田北, 2015, pp.94-99)。「必要とされるあらゆる予防措置に注意が払われ、しかも通常の経営(製造工程)に混乱が生じない限り、計画された施設によって近隣住民の大きく継続的な迷惑ないし被害は、発生しないと考える。ただし、経営の混乱と異常とは、必ずしも回避できないので、たとえ一時的にせよ、工場周辺では(迷惑・被害が)敏感に感じとれることになろう」([12]、傍点は原文)。人口密集地での生産禁止の根拠とされた。ただ、これまで重要な専門家として意見聴取会にも招聘されてきたエルバーフェルト実業学校長のアルトーペ博士の鑑定書も同時に提出されている(〈04〉)<sup>11)</sup>。

後半戦は、以前イエガーの亜硫酸処理工場があった小都市ハーンに場所を変えて認可申請したこと

10) ただし、『執行規則』のなかに序列化を促進するような条項はない。1861年『執行規則』第13項は、審査担当者ないし両当事者が専門家の意見聴取を必要と認めたときに、証人の召喚が行われること、そして審査担当者は必要な場合「郡医師・郡建築官の意見を求める権限がある」(Mbl, 22, p.175)ことを、定めているだけである。それに一部修正を加えた1884年『執行規則』第38項も、専門家の資格には触れていない(Mbl, 45, p.166)。

11) イエガー闘争をめぐる1874年4月18日に開催された意見聴取会において科学者としての良心・良識に基づいた意見表明を行い、脚注9に挙げた委員会報告の欺瞞性を暴き出している(田北, 2012, pp.92-93)。

から始まった（田北, 2015, pp.99-104）。その際、エルバーフェルト警察当局は、91年8月5日に営業監督官とアルトーベ博士の鑑定書と国王政府・商務相の認可拒否決定に関する文書5点をフォアヴィンケル郡長官宛てに送付し、硫化水素ガス発生の危険性に注意を喚起しつつ、慎重な取り組みを呼びかけた（[15]）。認可審査を担当するメットマン郡委員会も、郡医師の意見を聞き、工場建設の危険性が指摘されると、営業査察官・監督官の鑑定を求めるなど慎重に対応した（[16]～[18]）。91年10月12日付けの営業監督官の鑑定書は、「ダール会社の申請に関する認可条件について」というタイトルから看取できるように、初めから認可条件の提案となっていた。営業監督官に要請したのは、郡委員会か国王政府か定かではないが、一時的にせよ硫化水素ガス発生は不可避と承知していたなかで、条件設定を求められたのである。今回は、工場内での大量のガス発散禁止、一時的な大量のガス発生時の追加措置、有害廃棄物の河川・地中投棄の禁止、有能な管理者の雇用の4条件が提案された。特に、管理者に求められる資格要件は、化学的な専門知識、予防装置の管理、圧力・温度計や装置の密閉度の定期的で細心の点検、後継者の教育にまで及んでいる。先行のイエガー亜硫酸工場では、1876年6月廃棄物管理の不備から火災が発生して、管理責任者が交替したが、その人物も「化学知識をもたず、74歳の高齢で、おまけに身体的にも障害を抱えていた」（Henneking, 1994, pp.265-266）といわれており、危険な原材料を扱い有害ガスの発生する職場では、そうした有能な人材を見つけ出すことは極めて困難だったのである。

この時期の特徴として、下記の2点を指摘しておきたい。一つに、営業監督官の鑑定書は、国王政府・商務省の双方から認可拒否の決定を行う際の重要な拠り所にされており、高い信頼を勝ち取っていた。しかし、後半戦では、初めから認可条件の提案を要請されたため、ガス排出抑制と廃棄物処理のための技術的条件を設定し、それを徹底するために万能の管理者の雇用という無理を承知の対応をした。もう一方は、専門家としての活動では、まだ過渡的特徴があらわれている。すなわち、前半戦では、それまで大きな役割を担ってきた実業学校長・アルトーベ博士の鑑定書が併用されていた。ただ、その場合でも、後半戦では郡医師の判定結果を検討するために、営業監督官の鑑定が求められており、確実に専門家の序列化は進展していた。

### (3) 1891年8-9月：エルバーフェルト工場における圧力釜の設置

1891年8月8日エルバーフェルト警察当局から国王政府宛の書簡は、ナフトラミン生産のための圧力釜設置に関する新たな認可申請を伝えている（[47]）<sup>12)</sup>。ダールが、公示免除手続きを要求していたので、1884年『執行規則』に従って営業監督官と市建築官の予備審査にふされた。「計画書の検討（予備審査）において営業監督官テオバルト博士は、公示免除手続きを支持できると述べた。他方、エルバーフェルトの建築官ボルマンは、全く新規の製造方法が問題となっているので、それに難色を示した。そこで市当局は、その判断を地区委員会に委ねざるを得ないと考えた」。営業監督官はゴーサインを出したこと、そして認可発給までひと月しか時間を要していないことから地区委員会は、公示免除

12) 1892年刊行の年次報告書には、ボイラー査察の項目のなかにバルメン査察地区で7台の「蒸気蒸し器」が設置されたと記載されているが、それがこの「圧力釜」に当たるのかどうかは不明である（RD, 24648, p.9）。



手続きを採用したと考えられること、の2点を指摘しておきたい。91年9月17日付けの認可文書からは、運転時の圧力利用は最大能力の三分の一までにとどめること、そして圧力の顕著な低下時には運転を停止して再検査を受けること、の2つの条件を読み取れる（〈10〉）。

このケースにあって営業監督官が、認可条件の提案を行ったか否か明らかでない。しかし、公示免除手続きを容認したのは、認可条件に明らかなように、技術的に比較的实践の容易な性質の問題と判断されたからである。

#### (4) 1892年1-2月：バルメン工場における圧力釜の設置

ダール会社は、先のスムーズな認可審査の進行に味をしめたのか、92年1月バルメン工場における4基の圧力釜設置を求めて認可申請を行った（[48]）。今回も、公示免除手続きが要求されたので、営業監督官と市建築官の予備審査に回された。両者とも、認可済みの製法の採用と、近隣住民への迷惑発生が皆無なことに鑑みて、それを可とする判定をくださった。迅速な審査が行われたようで、92年2月16日には前述の2つの条件を付して認可文書が交付された（〈11〉）。しかし、4基の圧力釜のうち1年の認可期限内に設置されたのは2基だけであり、企業家による安易な認可取得の姿勢がすかして見える（〈12〉）。結局、押し問答はあったが、2基は設置されなかった。しかし、それを理由として企業家が処罰されることもなかった。『営業条例』第147条の罰則規定は、無認可営業や認可条件に反した営業、あるいは無認可の建物建設を対象にしており、それに抵触するのかどうか微妙ではあるが、免責に終わったことは目を引く（BG, 1869, p.88）。既述の『職務規則』に定められた「産業利害を損なわない」との姿勢を想起させるからである。

この事例からは、営業監督官は予備審査にあって公示免除手続きを追認した。技術的に容易に実践可能であることに加えて、既存施設から迷惑発生が皆無である事情が判断基準に据えられている。ただ、企業側は、当面設置予定にない2基についても認可取得を先行させており、化学連盟による営業・建設の分離審査に関する嘆願項目を想起させて興味深い。そのことを理由として罰則適用が見送られたことも、営業停止など厳罰適用を極力控える営業監督官の姿勢を反映していると思なせよう。

#### (5) 1895年9-12月：無認可営業発覚後の認可申請

今回は、工場の立入検査により無認可営業発覚後の認可申請にかかわるだけに、これまで以上に多数の史料が伝来している。9月25日の企業家から地区委員会宛の書簡を一瞥して、問題の所在を明らかにしておこう（[49]）。認可外の原料（アミドアゾベンゾールとニトロベンゾール）を使用した製法の変更と、インドリン、ニグロシン、ロザニン青など認可外製品の生産と、2点で認可条件違反を指摘され、事後的な認可取得を要求された。これに対してダールは、2つの角度から激しく反論した。

一方は、製法・装置に変更を加えていず、1885年6月13日に受給した認可文書に基づく生産であるとの居直りである<sup>13)</sup>。「絶えず進歩する化学工業の技術を考えれば、追究される目的のために利用され

13) この認可文書の詳細については（田北, 2011c, p.73）を参照せよ。

る物質（原料）が、同じものにとどまるのではなく、化学技術の進歩に応じて、そして認可を受けた製品のうち微妙な差異ある品目を生産するために、相応の変化をとげる。そのような変更を加えなければ、化学工場は停止に追い込まれてしまう」と、反論した。化学連盟による嘆願活動にあって、認可取得義務ある「大きな変更」、裏返せば取得義務のない「小さな変更」とは何かをめぐる議論が活発化するの、第5期（1900-09年）のことだが、早期から化学企業家の間にくすぶり続けた不満が吐露されたとも見なせる（田北，2015a, pp.36-41）<sup>14)</sup>。もう一方は、営業監督官からも過去5年間改善指示を受けていないとの主張である。「この製造活動の大半は、5年以上にわたり管轄（営業監督）当局の厳格な統制に服してきたが、何か注文をつけられることはなかった」。長期間そのような見落としが発生した原因は不明だが、営業監督役人の多忙さに一因があったことは間違いあるまい。1892年にバルメン営業査察地区に関して実施された監査報告書に、興味ある証言がある。営業査察官と助手は、1891年に合計686回の工場査察を担当しており、定期的な査察も、「大規模な（工場）施設には2年間隔で、そしてより小規模で重要度の劣る施設には、より長い間隔で実施していた」（RD, 25013, p.7）に過ぎないからだ。

この企業家の反発を受けてエルバーフェルト警察当局は、直ちに対応した。10月1日に営業査察官の意見を打診した（[50]）。営業査察官は、それを快諾して鑑定書を作成した（田北，2014a, p.23）。1891年の年次報告書にあるとおり、営業査察官による代行は可能だったが、地区委員会は営業監督官の鑑定を要請した（RD, 24648, p.134：[51]）。その結果は、2日後の10月18日に地区委員会宛に送付された（[52]）。それは、既得の認可文書に則った生産という企業家の主張を否定する内容だった。しかし、「経営変更は自明なことであり、査察官の証言が信頼できる」との表現から読み取れるように、営業査察官の鑑定結果を繰り返す内容だった。そこで、地区委員会は、再度11月5日に営業監督官宛てに正式の鑑定を依頼した（[53]）。11月13日付けの鑑定書は、厳しい内容となっていた（[54]）。製品・製法の双方につき新規の認可申請を要求したからだ。「この認可は、ダール会社に疑いなく、フクシン・アニリン青以上の生産を認めていない。インドリン・ニグロシン生産でさえ、認可当局から特別の認可を取得すべきである…ここで問題となっている最近の製法変更、フェノール化から硫化への変更についても、同じである」。それに加えて、公示免除手続きの採用を控えるよう注意した。

しかし、12月3日に発給された認可文書は、営業監督官の鑑定結果を完全に無視した内容だった（[55]）。公示免除手続きを採用した形式的審査により、85年6月の認可文書に修正を加えずに、インドリンやニグロシンの生産認可を与えたからである。先に紹介した1891バルメン警察当局から国王政府宛の書簡にあったように、「営業監督官の鑑定結果は、無条件にその価値を認められるとは、必ずしも限らない」（RD, 24610, pp.237-237r）との判断したのは、審査窓口の地区委員会に他ならなかった。

今回の事後的な認可取得要求に対してダール会社は、製法・装置に大きな変更はなく、1885年に取得した認可文書に基づく生産であると強く反発した。この主張自体、後の化学連盟の嘆願にもあらか

14) 化学連盟の顧問弁護士であるフォッセンは、廃棄物や副産物の再利用のような認可発給時点で「織り込み済みの変更」を「大きな変更」から除外するように提案しており、ダールと重なるところがある（Vossen, 109, pp.392-393：田北，2015a, pp.40-41）。

れてくるように、企業家の共有する不満の表明にほかならない。ダール会社は、1895年類似の理由を挙げて認可取得を拒否したヘルベルツ会社の場合と違って、行政裁判所に訴えられ罰金刑に処されることはなかったが、営業監督官は厳しい姿勢で臨んだ。公示免除手続きの採用要請を退けて、新規の認可取得を要求している。しかし、その鑑定結果は、地区委員会から無視され、特別な条件を追記することなく1885年認可文書が追認されてしまった。企業寄りの決定を下したのは、営業監督官ではなく、化学連盟からは開催頻度が低く「たいがい農民と法律家から構成されていて、工業に共感したり、工業の要求に理解を示したりしないような当局」(CI, 13, pp.428)と酷評された地区委員会だったのである。

#### (6) 1896年4月：チオクロモゲン生産の認可申請

前年の認可審査の好意的な進展に気をよくしたのか、ダールは翌年4月15日新たな認可申請を行った(〈13〉)。大衆の迷惑は発生しないこと、既存の工場施設を利用する(施設の変更はない)こと、認可済みの製法を採用すること、の3つの理由を挙げて公示免除手続きを要求した。4月20日エルバーフェルト警察当局は、その当否の判断を営業監督官に仰いだ([56])。翌日、鑑定書が届いた([57])。「この場合、公示免除手続きは、当てはまらないように思える。なぜなら、認可済みの生産施設・経営の変更ではなく、まったく新たな経営部門が問題となっており、『帝国営業条例』第25条の主旨に反するからである」(傍点は、原文)。この鑑定結果は、地区委員会からエルバーフェルト上級市長宛てに通知され、恐らくダール会社に報告されたのだろう。その後、この件をめぐる史料は伝来していず、認可申請は取り下げられたと考えられる。

このケースでは、認可違反後の営業監督官による厳しい審査姿勢の継続を読み取れる。今回は、地区委員会もその判定に異論を唱えず、計画公示を指示したのか、それを嫌ったダール会社による申請取り下げで幕を閉じている。前年の事例と併せていけば、認可闘争の行方と国家・官僚のとの態度の不確実性に関するウェケッターの所説を再確認してみせている(Uekötter, 2007, p.19)。

#### (7) 1896年6-10月：アミドアゾベンゾール生産の認可申請

1896年5月末にエルバーフェルト工場におけるアミドアゾベンゾール生産に関する認可申請が出された(田北, 2014a, p.19)。近隣に居住する工場主 E. ディーリクスから異議申し立てがあった(〈14〉)。7月3日の抗議書から、化学工場の乱立する西部市区の惨状が明らかになる。「1871年以来化学工場に対して、エルバーフェルト西部の住民たちが抵抗してきたが、全てで認可が発給された。あたかも、私が罰されているかのようだ。1892年ケニヒ通り167番地に住居を構える友人が死亡したが、多くはモヤのせいと思われる。化学工場の有毒な煙を住宅・庭園での作業中に呼吸していたからだ。昼夜を問わない経営のため、あらゆる種類の吐き気を催すような臭気を継続的に呼吸して生活しなければならず、とうてい耐えられない…不快さの極みにあることは、一度、見て、聞いて、臭いをかいでみれば、間違いなく分かる。化学工業によって以前の美しい西部(市区)が破壊されてしまった」。過去四半世紀にわたる化学工場の経営拡張が、有害で悪臭を放つガスの大量排出を生み、健康被害・生活妨害と

景観美の破壊を徹底して推し進めたという。

ただ、1889-91年と違って硫化水素のような生命の危険を伴う有毒ガスを排出しない事情もあってか、地区委員会は営業監督官に認可条件の提案を求めた。その回答は、6月8日に地区委員会に届いた（[59]）。化学産業の労災組合が定める事故規定の遵守を除けば、下記の2条件が提案されている。まず、有害なガスの大量排出の抑制である。「以前のように健康に有害であるか、悪臭を放つかするようなガス・蒸気が、大きな迷惑となったり有害となったりするほど大量に作業場内と大気中に排出されないように経営すべきである」。これまでの有害ガスの排出を認めた上で、大量排出を抑制する狙いだが、労働者・住民保護を意識していることに注目したい。ただし、実践可能な技術的条件の提案には、その実効性において自ずと限界があったことが分かる。同じことは、次の廃水処理についての提案からも読み取れる。「工場廃水のうち、澄んでおり中和されていて、しかも健康に有害な混入物が含まれていないものだけ、ヴッパー川に流して良い」。廃水処理と排出可能な基準こそ挙げられてはいるが、1894年イエガー工場の廃水処理に関する鑑定結果と比較するとき明らかに一步後退である（田北、2014, pp.95-98）。そこでは、ライン川の漁業被害の回避と、被害発生時の対処方法（排出停止、廃水量削減、中和徹底）とが事細かに指示されていた。1891年ハーン闘争と同じように、営業監督官は意に染まない条件を提案せざるをえなかったのかもしれない。

このような準備が整ったところで、7月7日に意見聴取会が開催された（[60], [61]）。審査担当者は、営業監督官のテオバルト博士以外に、議長役の行政裁判所長官ヴルム、地区委員会メンバーとして枢密商業顧問官の肩書きをもつフリーデリス、枢密法律顧問官クルツ、農場主アルデンホーベンの3名、書記シュルツだった。原告のディーデリクスが欠席したためか、審議は営業監督官の提案した3条件をつけた認可発給で決着した。

この事例からは、申請早々に地区委員会が認可発給の方針に沿って審査を進めたこと、したがって営業監督官は意見聴取会開催の一月前には認可条件の提案を行ったことが分かる。その事情も手伝ってか、ガス・廃水排出に一定の基準こそ設けたものの、「大きな迷惑」発生回避に力点を置く内容だった。その意味から、1891年の年次報告書のなかで指摘されたように、実践可能な技術的条件の設定という営業監督官の基本姿勢は確認されたとえよう。しかし、その積み重ねは、工場主ディーリクスの次の表現から読み取れるように、科学技術主義の名のもとに、耐えられないほどの被害拡大を生み出していたのである。

「長年、多様な製品の生産に関する認可申請が行われるなかで、『あらゆる物が生産される西部では、新しい施設は、既存施設と比較して大気汚染には無縁で無害になる』との見方が定着してきた。その典型が、96年9月26日付けの抗告審決定である。ヴュルフィンの事例に関しては、『近隣住民には、その種の作業工程からは迷惑は発生せず、むしろ改善をもたらすと考えられる』と言われた」（〈14〉：傍点は筆者）。

#### (8) 1899年1-8月バルメン工場への圧力釜の施設と格納施設の建設に関する認可申請

1899年1月バルメン工場の経営内容変更を求めた認可申請が提出された（〈15〉）。1892年には見送っ



た圧力釜1基の新設と、既存の2基に関する屋根付き格納施設の建設に関する申請だった。今回も、公示免除手続きの採用を要求したが、1892年の既認可施設であるとの主張と並んであげられた理由説明は、企業家の生活妨害に対する無関心ぶりを浮き彫りにしている。「全ての圧力釜は厚い隔壁で仕切られた屋根付きの部屋に収納されるので、万一、何か不幸な事故が発生した場合でも、その他の工場施設が被害を受けることはない」と述べており、あくまで他の作業場の被害回避を目的としている。1890年工場の爆発事故のため近隣の教会附属学校の校長・教員からの事情聴取さえ行われたことなど忘却のかなたにあり、近隣住民への配慮など見受けられもしない（田北, 2014a, pp.28-30）。

この厚顔無恥さに立腹したのか、意見を求められた営業監督官は厳しい姿勢で対処した（[62]）。「既存施設に関する（1892年）認可文書のなかで挙げられた条件を課せば大丈夫だと考えるが、労働者の生命・健康保護のために下記の5条件を追加することを勧める」と述べた。そのうち条件4、5は、他の3条件とは性格を異にしている。すなわち、条件4は、ニグロシン生産の向けの圧力釜の利用には新規の認可取得を要求しており、既述の1895年の鑑定結果を反復した内容だし、また条件5は、化学産業の労災組合規則の遵守という定型の内容になっている。

他の3条件は、「労働者の生命・健康」をうたい文句にしながらも、労働者・近隣住民保護に直接関係している。条件1は、可燃性ガスの発生する作業場での火災防止に関連しており、禁煙にも言及されている。条件2は、作業室床面の防水構造を定めている。条件3は、「建物・施設は、規模と構造の両面から運営可能なように作られること」と曖昧な表現のもとにひとくくりされているが、4つの細目にわけて安全規定が書かれている。第1に、有害ガスの発生する工程は密閉装置内で行い、同時に適切な予防措置を講じて排気口を設置すること。第2に、容器内の原材料の移動に際しては、「近隣の多数の工場、河岸施設、および住宅に対する大気汚染が発生せぬよう最大限の注意を払うこと」。これは、営業監督官の近隣住民保護と密接に関係している。第3に、有害な液体の装置からの取り出しや移動に際しては「密閉された防護服を着用すること」。同時に労働者の教育を通じて危険削減に資することが、明記されている。化学連盟は、労災発生の最大の原因を労働者の不注意に求めていたが、防護服の励行のための指導にも言及して目を引く（田北, 2015a, pp.13-15）。第4に、有害な液体の濃縮装置の利用に際しては、「蒸溜物が速やかに排出口（煙突）に送られ、周辺地域の大気が汚染されないようにすること」。これも近隣住民の保護に関係している。結局、公示免除手続きが採用されたのか、申請から一月後に営業監督官の提案した5条件を付して認可文書が発給された（[63]）。

この事例では、異議申し立てにもかかわらず、地区委員会は最初から認可発給を前提にしつつ営業監督官に条件提案を要請している。営業監督官は、1892年の認可条件に飽きたらず、労働者・住民保護の目的から厳格な条件を提案し、またニグロシンについては再度新規の認可取得義務を課している。1893年12月連邦参議院の決定を受けて、年次報告書から第4章「住民保護」は次年度から掲載されなくなったが、それ以降も住民保護の実を挙げるべく営業監督官は活動していたのである（田北, 2014, p.89）。

## むすび

本論では、1883-1899年ダール染料会社の認可闘争・審査を例に取り上げ、営業監督官の果たした役割を考察してきた。その際、以前提示した仮説の検討を軸に据えつつ接近した。この仮説は、双子都市ヴッパータールとデュッセルドルフ郊外に立地する化学企業をめぐる認可闘争・審査に関する事例研究と、認可制度の改革を求める化学連盟の嘆願活動のなかで営業監督官に与えられた評価に関する研究と、から導き出されたが、最後に仮説の当否を中心に検討結果を要約することで、結びとしたい。

(1) 認可闘争・審査において営業監督官の担った役割は、1880年代から1890年代にかけて大きく変化した。1883-85年闘争にあって営業監督官は、意見聴取会に参加してはいたが、目立った役割を演じていなかった。むしろ、認可審査の判断基準における科学技術主義の台頭に対応するかのよう、多様な専門家が登場してきたが、営業監督官はその陰に隠れた感がある。認可条件を提示したのは、相変わらず合議団の一員である医療評議員のバイヤーだった。この過程で国王政府のなかに大学教師と比べて民間の化学者を低く評価する姿勢、換言すれば専門家の序列化の端緒をうかがい知れて興味深い。

それに続く1889-91年の闘争では、鑑定書の作成と認可条件の提案を既に担当している。しかし、認可決定の際に国王政府（地区委員会）は、1870年代まで重要な役割を担っていた実業学校長アルトベ博士の鑑定書も併用しており、まだ過渡期にあった。なお、郡部での認可審査においては郡医師に続いて営業監督官に鑑定依頼が行われており、専門家として一段高い地位にあったことが分かる。その後1895年から営業監督官は、予備審査を含めて認可審査のための鑑定書作成と認可条件の提案を担当するようになった。

(2) 営業監督官は、古典学説の主張とは違って、企業家寄りの鑑定を行ったわけではない。この点は、エルバーフェルトと小都市ハーンを舞台にした1889-91年の闘争と、1899年の認可審査から明瞭に読みとれる。営業監督官の作成した1890年の鑑定書は、製造工程の異常時の硫化水素ガス発生を不可避と判定して、国王政府（地区委員会）・商務省双方から認可拒否決定の主要な根拠に据えられた。しかし、91年ハーンに立地を移して行われた認可申請に際して営業監督官は、初めから条件提案を要請されており、無理を承知で異常時の追加措置や全能の管理者雇用などを挙げて応えた。また、1899年の圧力釜の新設と格納施設建設に関する認可審査では、既認可装置だったにもかかわらず、「労働者保護」の名のもとに労働者・住民保護に資するような条件を設定し、同時にニグロシンには新規の認可取得さえ要求している。この場合、1892年に認可取得した圧力釜4基のうち2基を設置して、この認可違反以降に態度が硬化したとも見なせよう。事実、1895年無認可生産の発覚後に営業監督官は、1896年の認可審査を含めて厳しく対応している。営業監督官は、「企業家寄りの専門家」でも「住民保護に不燃心」でもなく、「中立的な立場」から真剣に職務を遂行していたのである。

それに真っ向から抵抗するように、1891年に無理を承知で認可条件の提案を要請したのは、国王政府（地区委員会）だったし、1895年無認可生産の発覚後に営業監督官による厳しい鑑定結果を無視して、1885年認可文書を追認したのも、地区委員会だった。しかし、それだからといって国王政府を「企業家利害の擁護者」（Hüttenberger, 1992, p.267）と解釈してはならない。1896年の認可審査において公

示免除手続きの要求に対して営業監督官が拒否の姿勢を示したとき、地区委員会も追随したからである。その意味から、政府・官僚が認可審査に臨む際の基本姿勢の不確実さに注目しつつ「(第二帝政期の) 苦情・訴訟を一種の賭け事にしていた」(Uekötter, 2007, p19) と述べたウエケッターの所説は、十分説得力をもっている。

(3) 営業監督官は、認可条件の提案において技術的に実践可能で、労働者・住民双方の危険・迷惑の削減につながるような条件を優先させていた。その典型例が、1899年の認可審査である。ガスの拡散防止のための密閉装置の利用、ガスの無害化装置の設置、防護服の着用、有害な液体の濃縮装置の厳格な運転、容器への原料注入・取り出し時のガス発散への注意など、「工場規則」と重なるかのような具体的で詳細な内容だった。1896年アミドアゾベンゾール生産の認可審査の場合、最初から認可発給を前提にした条件提案が要請されたためか、ガス・廃水処理のための具体案は挙げられていないが、労働者・住民保護を明らかに意識していた。1891年ハーン闘争となると、硫化水素ガス発生は不可避と承知してただけに、一段と困難な作業となったが、異常時の装置追加、有害な廃棄物の河川・地中投棄の禁止、およびそれを統括可能な有能な管理者の雇用を挙げて、最大限努力した。1891年最初の圧力釜設置の認可申請時の予備審査にあつて営業監督官は、公示免除手続きの採用を肯定する意見を表明したが、それは比較的容易に実践可能な圧力管理と関連していたからである。

(4) 以上の検討結果から判断する限り、筆者の仮説は、おおよそ検証されたと見なせる。営業監督官は、職務規則、あるいは国王政府の要請という制約のもと、労働者・住民保護のために可能な限り技術的に実践可能な条件を提案し、鑑定作業に従事していた。彼らは、決して「企業家寄りの専門家」などではなかった。19世紀末以降に化学連盟は営業監督官に対する評価を、技術官僚としての大きな期待から19世紀的な法秩序の番人へと180度転換していくが、その要因の一つに、間違いなく彼らの審査姿勢があった。しかし、営業監督官による実践可能な技術的条件の提案は、1880年代以降に判定基準が現地状況から科学技術的成果へと移行する過程を促進した。それと同時に、1896年反対派の工場主ディーリクスの苦情書から読み取れるように、バルメン西部市区における工場増設と経営規模の拡大のなかで十分な効果を上げることはできず、かえって汚染の深刻化をもたらしてしまった。1890年代初頭からダール会社に限らず、寡占的の巨大企業に成長を遂げてきたバイエル会社も、本拠をレヴァークーゼンに移し始める(田北, 2015, p.105)。その延長線上に「産業保護地域、ルール」(Brüggemeier/Rommelspacher, 1992, pp.47-49)の形成がくることを想起すれば、営業監督官の活動は、本来の意図に反して汚染の広域化さえ招いたのである。

## 史料・文献目録

### <未刊行史料>

ノルトライン・ヴェストファーレン州立文書館(デュッセルドルフ)所蔵史料。

文書番号 Regierung Düsseldorf (RD と略す)

1. RD, 13260: Acta betreffend die Anlage einer Fabrik zu Lohausen zur Herstellung von Anilinblau, Anilinviolet, Anilingrün und Schwefeläther Seitens des Carl Jäger zu Barmen Vol.1

(1875-1889).

2. RD, 24607: Anlage chemischer Fabriken, Bd.11 (1883-1884).
3. RD, 24608: Anlage chemischer Fabriken, Bd.12 (1884-1885).
4. RD, 24609: Anlage chemischer Fabriken, Bd.13 (1885-1889).
5. RD, 24610: Anlage chemischer Fabriken, Bd.14 (1890-1891).
6. RD, 24611: Anlage chemischer Fabriken, Bd.15 (1891-1894).
7. RD, 24612: Anlage chemischer Fabriken, Bd.16 (1894-1897).
8. RD, 24623: Anlage chemischer Fabriken, Bd.27 (1909-1910).
9. RD, 24627: Chemische Fabrik A. Dahl im Elberfeld, 1889-1899.
10. RD, 24640: Acta betreffend die chemische Fabrik-Anlage des Wesenfeld & Co. zu Barmen (1845-1873).
11. RD, 24645: Acta betreffend die Anilinfarben-Fabrik des Carl Jäger in Barmen an der Wasserstrasse (1863-1875).
12. RD, 33441: Akten betreffend die Einrichtung chemischer Fabriken, Bd.28 (1908-1909).
13. RD, 24648: Jahresbericht des Gewerberats (1884-1894).
14. RD, 10665: Jahresbericht des Gewerberats (1894-1906).
15. RD, 25013: Jahresbericht der Gewerbeinspektion (1892).

<刊行史料>

*Bundes-Gesetzblatt des Norddeutschen Bundes.* (BG と略す)。

*Gesetz-Sammlung für Königlichen Preussischen Staaten.* (GS と略す)。

*Reichs-Gesetzblatt. Reichsministerium des Innern.* (RG と略す)。

*Ministerial-Blatt für die gesammte innere Verwaltung in den Königlichen Preussischen Staaten.* (Mbl と略す)。

Der Verein zur Wahrung der Interessen der chemischen Industrie Deutschlands (ed.), *Die Chemische Industrie.* (CI と略す)。

<研究文献・論文>

Andersen, A., 1990, "Roth, blau und grün angestrichene, Schrecken erregende Gestalten". Farbstoffindustrie und arbeitsbedingte Erkrankungen. in: Andersen, A./Spelsberg, G. (eds.), *Das Blaue Wunder. Zur Geschichte der synthetischen Farben.* Köln, pp.162-192.

Andersen, A., 1996, *Historische Technikfolgenabschätzung am Beispiel des Metallhüttenwesens und der Chemieindustrie 1850-1933.* Stuttgart.

Beyer, E., 1876, *Die Fabrik-Industrie des Regierungsbezirkes Düsseldorf vom Standpunkt der Gesundheitspflege. Mit Genehmigung der Königlichen Regierung zu Düsseldorf für die internationale Ausstellung für Gesundheitspflege und Rettungswesen in Brüssel dargestellt.* Oberhausen a. d. R.

Brüggemeier, F. J., 1996, *Das unendliche Meer der Lüfte. Luftverschmutzung, Industrialisierung und Risikodebatten im 19. Jahrhundert.* Essen.



- Brüggemeier, F. J./Rommelspacher, T., 1992, *Blauer Himmel über der Ruhr. Geschichte der Umwelt im Ruhrgebiet 1840-1990*, Essen.
- Brüggemeier, F. J./Toyka-Seid, M. (eds.), 1995, *Industrie-Natur. Lesebuch zur Geschichte der Umwelt im 19. Jahrhundert*. Frankfurt an Main/New York.
- Carl, R. W., 1926, *Carl Jäger GmbH. Anilinfarbenfabrik 1823-1923*. Düsseldorf.
- Fuchs (der Badische Fabrikinspektor), 1901, Die Gewerbeinspektion in Deutschland. Bericht, erstattet an den internationalen Kongress für gesetzlichen Arbeiterschutz in Paris. in: *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich*, 25, pp.113-138.
- Henneking, R., 1994, *Chemische Industrie und Umwelt. Konflikte um Umweltbelastungen durch die chemische Industrie am Beispiel der Schwerchemischen, Farben- und Düngemittelindustrie der Rheinprovinz (ca.1800-1914)*. Stuttgart.
- Hoth, W., 1975, *Die Industrialisierung einer Rheinischen Gewerbestadt – dargestellt am Beispiel Wuppertal*. Köln.
- Hüttenberger, P., 1992, Umweltschutz vor dem Ersten Weltkrieg. Ein sozialer und bürokratischer Konflikt. in: Hoebink, H. (ed.), *Staat und Wirtschaft an Rhein und Ruhr 1816-1991*. Essen, pp.268-284.
- Jurisch, K. W., 1890, *Die Verunreinigung der Gewässer. Eine Denkschrift im Antrag der Flusscommission des Vereins zur Wahrung der Interessen der chemischen Industrie Deutschlands*. Berlin.
- Karl, M., 1993, *Fabrikinspektoren in Preussen. Das Personal der Gewerbeaufsicht 1854-1945. Professionalisierung, Bürokratisierung und Gruppenprofil*. Opland.
- Kloepfer, M., 1994, *Zur Geschichte des deutschen Umweltrechts*. Berlin.
- Köllmann, W., 1960, *Sozialgeschichte der Stadt Barmen im 19. Jahrhundert*. Tübingen.
- König, J., 1887, *Die Verunreinigung der Gewässer: deren schädliche Folge, nebst Mitteln zur Reinigung der Schmutzwasser*. Berlin.
- Krötzig, W., 1982, *Die Industriestadt Wuppertal. Geschichtlicher Atlas der Rheinlande*. Beihefte IV/1., Köln.
- McNeill, J. R., 2000, *Something New Under The Sun. An Environmental History of the Twentieth-Century World*. London/ New York. (海津正倫・溝口常俊監訳, 『20世紀環境史』名古屋大学出版会, 2011年)。
- Mieck, I., 1967, “Aerem corrumpere non licet”. Luftverunreinigung und Immissionsschutz in Preussen bis zur Gewerbeordnung 1869. in: *Technikgeschichte*, 34, pp.36-78.
- Poerschke, S., 1913, *Die Entwicklung der Gewerbeaufsicht in Deutschland. Zweite verbesserte und erweiterte Auflage*. Jena.
- Pohl, H./Schaumann, R./Schönert-Röhlk, F., 1983, *Die chemische Industrie in den Rheinlanden während der industriellen Revolution*. Bd.1 (Die Farbenindustrie), Wiesbaden.
- Siemann, W./Freytag, N., 2003, Umweltgeschichte - eine geschichtswissenschaftliche Grundkategorie. in: Siemann, W. (ed.), *Umweltgeschichte. Themen und Perspektiven*. München, pp.7-20.
- Simons, R., 1984, *Staatliche Gewerbeaufsicht und gewerbliche Berufsgenossenschaften*. Frankfurt am Main.

- Stolberg, M., 1994, *Ein Recht auf saubere Luft?* Erlangen.
- Uekötter, F., 2003, Das organisierte Versagen. Die deutsche Gewerbeaufsicht und die Luftverschmutzung vor dem ökologischen Zeitalter. in: *Archiv für Sozialgeschichte*, 43, pp.127-150.
- Uekötter, F., 2007, *Umweltgeschichte im 19. und 20. Jahrhundert*. München. (服部伸・藤原辰史・佐藤温子・岡内一樹訳, 『ドイツ環境史』, 昭和堂, 2014年)。
- Vossen, L., 1909, Das Recht der gewerblichen Sachkonzession und seine unerlässliche Reform. in: *CI*, 32, pp.323-327, 359-362, 388-393.
- 加来祥男, 1986, 『ドイツ化学工業史序説』 ミネルヴァ書房。
- 工藤章, 1999, 『現代ドイツ化学企業史：IG フェルペンの成立・展開・解体』 ミネルヴァ書房。
- 田北廣道, 2004, 『日欧エネルギー・環境政策の現状と展望：環境史との対話』 九州大学出版会。
- 田北廣道, 2008, 「ルール地方の化学工業と環境運動：1875-77年イエガー染料会社を例として」『経済学研究』 74-5, pp.47-91。
- 田北廣道, 2009, 「ドイツ化学工業勃興期の環境闘争：1864-1872年イエガー染料会社の場合」『経済学研究』 75-4, pp.27-73。
- 田北廣道, 2010, 「19世紀ドイツの工業化と環境闘争：政策主体アプローチの可能性」『歴史科学』 201, pp.1-14。
- 田北廣道, 2010a, 「1872-75年イエガー染料会社と環境闘争：鑑定書・証言録にみる闘争の諸相」『経済学研究』 77-1, pp.71-119。
- 田北廣道, 2011, 「社会経済史の再構成に向けて：ドイツ環境史の可能性」(1)『経済学研究』 77-5・6, pp.73-107。
- 田北廣道, 2011a, 「20世紀初頭ドイツ化学工業と環境闘争：1907/09年イエガー会社の事例」『経済学研究』 78-1, pp.41-79。
- 田北廣道, 2011b, 「プロイセン『一般営業条例』導入直後の環境闘争：1845/55年ヴェーゼンフェルト化学工場を例として」『経済学研究』 78-2・3, pp.63-91。
- 田北廣道, 2011c, 「独占形成期ドイツの化学工業と認可闘争：1880年代半ばの2つ事例研究」『経済学研究』 78-4, pp.41-80。
- 田北廣道, 2012, 「1870年代前半ドイツ化学工業と環境闘争：『住民保護』の頂点」『経済学研究』 78-5・6, pp.17-58。
- 田北廣道, 2012a, 「社会経済史学と環境史：対象・方法の革新」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望（社会経済史学会創立80周年記念）』 有斐閣169-182。
- 田北廣道, 2012b, 「19世紀後半バルメンにおける化学工場と環境汚染：1869/73年ヴェーゼ化学会社の例」『経済学研究』 79-1, pp.39-65。
- 田北廣道, 2013, 「19世紀～20世紀初頭ドイツにおける認可闘争とゲーム・ルール：営業認可制度を中心」『経済学研究』 79-5・6, pp.79-117。
- 田北廣道, 2013a, 「第一次大戦前のドイツ化学工業と認可闘争：主体配置の変化と科学技術主義の勝

- 利」『経済学研究』80-1, pp.59-110。
- 田北廣道, 2014, 「1890年代ドイツ化学工業著認可闘争：営業監督官の役割をめぐって」『経済学研究』80-5・6, pp.79-111。
- 田北廣道, 2014a, 「1889-1899年ダール染料会社をめぐる認可闘争の特質：史料論的概観」『経済学研究』81-2/3, pp.11-41。
- 田北廣道, 2014b, 「環境史における『長期の19世紀』：『1950年代症候群』を超えて」『経済学研究』81-4, pp.295-322。
- 田北廣道, 2015, 「ドイツ化学企業の立地選択と認可闘争：1891年ダール会社の場合」『経済学研究』81-5・6, pp.89-110。
- 田北廣道, 2015a, 「第一次世界大戦前ドイツ化学連盟と営業監督官制度：雑誌『化学工業』の分析」(1) (2)、『経済学研究』82-1, pp.15-46、『経済学研究』82-4, pp.1-32。

[九州大学大学院経済学研究院 教授]